

うきは市告示第43号

令和元年第2回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和元年6月5日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和元年6月14日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

佐藤 茂和君	組坂 公明君
佐藤 裕宣君	野鶴 修君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
鑑水 英一君	熊懷 和明君
中野 義信君	佐藤 湛陽君
上野 恭子君	伊藤 善康君
江藤 芳光君	櫛川 正男君

○6月17日に応招した議員

○6月18日に応招した議員

○6月25日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和元年 第2回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

令和元年6月14日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和元年6月14日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)
- 日程第4 議案上程(報告第1号から報告第5号まで5件、議案第43号から議案第55号まで13件、請願第1号から請願第2号まで2件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・議会運営委員会)
- 日程第7 報告第1号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第2号 下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第3号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第10 報告第4号 専決処分の報告について(うきは市(新)生涯学習センター建設工事(建築工事)請負契約変更)
- 日程第11 報告第5号 専決処分の報告について(うきは市(新)生涯学習センター建設工事(建築工事)請負契約変更)
- 日程第12 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市税条例等の一部改正について)
- 日程第13 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第14 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度うきは市一般会計補正予算(第8号))
- 日程第15 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度うきは市一般会計補正予算(第1号))
- 日程第16 議案第48号 令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第53号 るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第54号 うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の

制定について

日程第19 議案第55号 うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 請願の委員会付託（請願文書表）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告（諸般の報告・行政報告）

日程第4 議案上程（報告第1号から報告第5号まで5件、議案第43号から議案第55号まで13件、請願第1号から請願第2号まで2件）

日程第5 市長の提案理由説明

日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・議会運営委員会）

日程第7 報告第1号 一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第8 報告第2号 下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 報告第3号 うきは市土地開発公社の経営状況について

日程第10 報告第4号 専決処分の報告について（うきは市（新）生涯学習センター建設工事（建築工事）請負契約変更）

日程第11 報告第5号 専決処分の報告について（うきは市（新）生涯学習センター建設工事（建築工事）請負契約変更）

日程第12 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部改正について）

日程第13 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第14 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度うきは市一般会計補正予算（第8号））

日程第15 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度うきは市一般会計補正予算（第1号））

日程第16 議案第48号 令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第53号 るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第54号 うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の

制定について

日程第19 議案第55号 うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 請願の委員会付託（請願文書表）

出席議員（14名）

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 佐藤 裕宣君	4番 野鶴 修君
5番 竹永 茂美君	6番 岩淵 和明君
7番 鏝水 英一君	8番 熊懷 和明君
9番 中野 義信君	10番 佐藤 湛陽君
11番 上野 恭子君	12番 伊藤 善康君
13番 江藤 芳光君	14番 櫛川 正男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田箆 正規君	監査委員事務局長	松尾 正和君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君

住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	吉松 浩君
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君
人権・同和対策係長	浦 聖子君		

午前9時00分開会

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

これより令和元年第2回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に13番、江藤芳光議員、1番、佐藤茂和議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月14日から6月25日までの12日間にしたいたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日6月14日から6月25日までの12日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております諸般の報告文書をごらんください。

3月25日に、うきは市土地開発公社理事会が開催されております。

以下、各会議等が開催されておりますので、報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

議員の皆様には常日ごろより市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本年5月1日の新天皇陛下の御即位に伴いまして、新たな元号である令和の時代が始まり、本6月定例会は令和最初の議会となります。本6月定例会は、条例の制定や改正並びに補正予算などに関して御審議をお願いするわけでありますが、それに先立ちまして、第1回定例会閉会后、本日までの重立った事業等について報告をさせていただきます。

3月24日、うきは市立妹川小学校の閉校式をとり行いました。明治12年の創立から140年もの間、2,900人余りの卒業生を輩出した同校は、地域に深く根差した教育に力を注ぎ、全校児童での竹馬への取り組みなど、さまざまな取り組みを行ってまいりました。閉校式には、卒業生を初めこれまで学校にかかわっていただいた多くの方に参加をいただき、12名の在校生とともに別れを惜しみ、ふるさとのすばらしさと思い出を分かち合いながら、その歴史に幕を閉じました。

3月29日、浮羽老人ホーム組合の解散式を行いました。浮羽老人ホームは、職員の皆様も御承知のとおり、3月末をもって一部事務組合を解散し、民営化して運営を継続しております。この日は関係者が一堂に会し、新たな運営先であります社会福祉法人ふたば会へ事業引き継ぎをとり行いました。ふたば会におかれましては、今後、新たな場所への改築及び移転を予定しており、新たに介護サービスの提供などが期待されているところであります。

3月30日、市内数カ所において桜まつりが開催されました。ことしは例年より桜の開花が早く、3月下旬にちょうど見ごろを迎えました。ことしも、うきは市内に多数存在する桜の名所を案内した桜マップを作成し、PRを行いました。多くの花見客に、うきはの春を楽しんでいただいたことと思います。

3月31日、うきは市観光協会の解散式を行いました。平成18年5月に吉井町並びに浮羽町の観光協会が合併して以降、約13年の間、うきは市観光協会はそれぞれの地域の観光資源を存分に生かし、知恵を出し合いながら、うきは市の観光PRに尽力していただきました。ことし4月からは、一般社団法人うきは観光みらいづくり公社と運営形態を変え、さらに幅広く新しい展開が期待されているところであります。

4月3日、市役所に九州経済連合会副会長を初め、福岡県商工部観光局、一般社団法人観光推進機構等の職員の方が多数お越しになり、インバウンド誘致に関する取り組み並びに観光に関する

る意見交換を行いました。フルーツ狩り、白壁や棚田の風景、温泉など、うきはの持つ観光素材をポテンシャルと捉え、ターゲットによって観光素材の有効性を選別していくべきという御提案や、インバウンド受け入れへの課題の整理など、大変有益な意見交換となりました。今後、連携して取り組みを図っていくことを申し合わせしたところでもあります。

4月5日、妹川小学校と御幸小学校の統合式をとり行いました。妹川小学校から編入となる児童6名を御幸小学校の児童と教職員が温かく迎え入れ、式辞の中では、「よさをみがき合い、ほめてのばそう」を合い言葉に、仲よく学びましょうと、校長から児童たちに言葉が投げかけられたところでもあります。

4月7日、白壁ホールにおいて、平成31年度うきは市消防団入退団式を実施し、新たに50名の方が入団されました。消防団員の皆さんには、ふだんの仕事等をお持ちの中で、火災の際の出動を初めとし、日ごろより大変な御苦労をおかけしているところではありますが、今後とも地域住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っていただくとともに、地域における消防防災のリーダーとしての御活躍を期待しているところでもあります。

4月12日、うきは市民センターの小ホールにおいて、浮羽究真館高等学校の新入生研修の一環として、「うきはの大地と歴史」と題し、講演をさせていただきました。市内唯一の高校である浮羽究真館高校の生徒たちに郷土愛の心が根づくことを願い、講演の中では、浮羽究真館高校の校歌を引用しながら、ふるさとの歴史や文化について話をさせていただきました。今後、郷土うきはに誇りを持ち、他の地域の方々にも、そのすばらしさを紹介できるようになってほしいと呼びかけたところでもあります。

4月15日、セキスイハイム九州株式会社の新入社員研修が、うきは市で実施されました。同社の45名の新入社員が参加し、つづら地区でのつる草やカズラ切り、木材チップの敷設、ヒガンバナの球根植栽といった森林保全活動や、観光農園でのイチゴ狩りなどを体験されました。私からもうきは市の歴史や文化について講話をさせていただき、今後の長い社会人人生の中でも、何らかの形でうきは市とかかわっていただきたいと、このようにお願いし、お伝えしたところでもあります。

4月25日、筑後川温泉パークゴルフ場の再オープンに伴う記念大会が開かれました。昨年7月の豪雨に伴う増水により、土砂や瓦れきが散乱して使用できない状態が続いておりましたが、関係機関や会員の皆さんによる復旧作業により、再開を果たすことができました。これからもゴルフプレーを楽しんだ後には筑後川温泉で汗を流していただき、健康増進や地域振興の役割を担いながら、地域に愛される場であってほしいと願っているところでもあります。

4月27日、白壁ホールにおいて、平成31年度うきは市民大学の開講式を行いました。ことして7年目を迎える市民大学は5つの学部により構成され、各学部の目標に応じて学習が行われ

ております。ことしは月刊生涯学習通信の「風の便り」編集長の三浦清一郎さんを講師にお招きし、老後の夫婦共同参画や、1人になったらどう生きるか、笑いを交えながらの講演で、受講生の学びの意欲に対してエールを送っていただいたところでもあります。

5月1日、新たな元号「令和」の時代が幕をあけました。また、史上最長の大型連休となったこの期間中に、市民の皆さんの生活に支障を来さないよう、市役所の窓口を一部開庁いたしました。暦の上の大安であったことも重なり、令和最初のこの日には13組の方が婚姻届を提出され、JAにじ花部会から寄贈いただいた花束を手渡しさせていただきました。また、新天皇陛下の御即位に伴う記帳所を市役所入り口に設置し、10日間の期間中に224名の方が記帳をされ、祝意をあらわされました。

5月2日、江南小学校体育館において、五庄屋追遠会が行われました。追遠会は通水が始まった5月2日に毎年実施されており、大正、昭和、平成と3時代を経て、五庄屋の偉業を地域の誇りとして継承し、新たな令和の時代にも引き継がれることとなりました。

5月2日から5月5日にかけて、皿、茶器、酒器などの素朴なぬくもりが人気を集める一の瀬焼窯元6軒による陶器まつりが開催され、また、5月3日から5日にかけて、白壁の町並みにある土蔵や民家を美術館に見立てて、作品、コレクションや先人たちの遺作等を展示する、第29回筑後吉井の小さな美術館めぐりが、多くの皆様の来場のもと開催をされました。

5月12日、うきはの母の日の風物詩といえる第56回うきは麺祭りが、若宮八幡宮境内で行われました。うきは麵研クラブによる恒例行事であり、約1トンものそうめんを提供いただき、多くの来場者が流しそうめんを堪能したところでもあります。

5月18日、福岡市において、環境省が主催する九州地域循環共生圏シンポジウムに参加をいたしました。原田環境大臣も出席され、自治体や経済界といった幅広い参加者に対して、九州全域での再生可能エネルギーの可能性や、豊富な自然環境を生かした九州地域循環共生圏の形成について、環境省からの提案や、具体的な先進事例等について、意見交換が行われたところでもあります。

5月21日、ハンドボールプロチームの福岡ゴールデンウルヴスの関係者が市役所にお越しになり、ことしの7月13日にうきは市で初めてとなるプロリーグの開幕式をうきはアリーナで開催していただくことの報告を受けました。

5月23日、株式会社社技術開発コンサルタントと、通算11社目となる企業パートナーとしての連携に関する認定式を行いました。うきは市では、総務省の関係人口創出事業の一環として、うきはを応援いただく企業をふやす取り組みを積極的に行っているところでもあります。

6月1日、九州じゃらん7月号の道の駅ランキング2019におきまして、道の駅うきはが4年連続の第1位となりました。年間を通しての果物や野菜の新鮮さ、種類の豊富さに定評をい

ただいている中で、昨年4月にオープンしたウキハコでの観光情報の発信の強化や、クレジットカードによる決済の導入など、利便性向上にも取り組み、多くの利用者に高く評価をいただいた結果を大変うれしく思っているところであります。

最後に市長会関連の報告ですが、5月10日、筑後市において、第136回福岡県市長会総会が開催されました。当日は、県内各市の抱える課題の解決へ向け、行財政、社会教育、経済の各分野で42議案が審議され、全て原案のとおり可決をされました。

また、5月14日から15日には、宮崎県都城市において、第124回九州市長会総会が開催されました。財政強化や福祉の充実など、国や関係機関への要望事項など14議案の審議が行われ、全て原案のとおり可決をされました。

さらに、6月12日に全国市長会総会が開催され、災害復旧を初めとするあらゆる分野における重点提案事項等についての報告や、決議案の審議が行われ、原案どおり可決をされました。

以上、第1回定例会閉会後の行政報告とさせていただきます。

○議長（**櫛川 正男君**） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第1号から報告第5号まで5件、議案第43号から議案第55号まで13件、請願第1号から請願第2号まで2件を上程いたします。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） 本日、第2回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、5月に入ってから高気圧に覆われ、おおむね晴れた日が続き、気温が30度を超える、真夏を思わせる暑い日もありました。このため雨が少なく、降水量は平年を下回り、特に中山間地域におきましては、田植え機の代かきや田植え後の水の確保が困難な状況が続いております。関東、北陸、東北南部は梅雨入りしたものの、九州北部地方におきましては、梅雨入りが遅くなるようであります。一方、福岡管区气象台によりますと、今月末から多雨になる傾向で、梅雨明けもおくれる可能性があるということでもあります。

このような中、これから大雨や台風の影響を受ける季節になります。うきは市に大きな被害をもたらした九州北部豪雨災害から間もなく7年が経過しようとしております。また平成29年

7月の朝倉市、東峰村及び日田市を中心とする記録的な豪雨災害、昨年の西日本豪雨災害など、地球の温暖化や気候変動と思われませんが、近年、雨の降り方が多雨か小雨の二極化傾向にあるところであります。同じような豪雨災害がいつどこで発生するか、予想できません。特に最近では長期間にわたって強い雨が降る傾向にあり、大きな被害となるケースが見受けられます。特に梅雨末期の雨には、十分警戒を強めていく必要があります。

そのためには、不断の訓練と備えが何よりも重要であると認識しておりますし、郷土を保全し、市民の皆様の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上、最も重要な施策であります。今後とも、災害に強いまちづくりを推進し、防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

ところで、内閣府が国全体のマクロ経済の状況を明らかにし、景気判断の基礎資料として、四半期ごとにGDP速報を発表しております。6月10日に2次速報として発表された、ことし1月から3月の国内総生産の実質GDPは、前期の平成30年10月から12月期と比較してプラス0.6%で、年率に換算しますとプラス2.2%となっております。暦年の状況につきましては、平成29年の実質GDP成長率はプラス1.9%、名目GDP成長率はプラス1.7%、平成30年の実質GDP成長率はプラス0.8%、名目GDP成長率はプラス0.7%と、いずれもプラス成長となっております。政府が5月24日に発表した景気に関する政府の公式見解である月例経済報告書によりますと、九州地域につきましては、景気は緩やかに回復していると。そして、個人消費は緩やかに持ち直していると。雇用情勢は着実に改善していると、そのようになっております。

また、内閣府が6月11日に開催した経済財政諮問会議において、経済財政運営と改革の基本方針2019の骨太方針原案が示され、日本経済の現状について、現在の我が国経済はデフレではない状況をつくり出し、長期にわたる回復を持続させており、GDPは、実質、名目ともに過去最大規模に達した。国民生活に密接にかかわる、雇用、所得環境も大きく改善していると、このように評価をしております。しかしながら、景気としては緩やかに回復傾向に好転しているものの、地方におきましては、まだまだ実感できない状況にあります。

このような中、国においては平成26年度から、地方創生を重要な施策の柱として、地域活性化の取り組みが進められております。うきは市におきましても、地方創生に関する地方版総合戦略「うきは市ルネッサンス戦略」を策定し、平成26年度地方創生先行型基礎交付を初め、さまざまな国の交付金を受け、人口減少の抑制及び地域活性化事業を継続実施しているところであります。

また、平成31年度当初予算に計上しておりました地方創生推進交付金事業につきましても、4月1日に全ての事業について交付決定を受け、昨年度に引き続き、事業の進捗を図っていると

ころでございます。

さらに、地方創生の取り組みとあわせて、第2次うきは市総合計画に位置づけられました事業の実施を通じて、活力と魅力あるうきは市の形成に向けて、今後も引き続き、事業を進めてまいります。

なお、令和元年度は、平成27年度から始まった国の総合戦略の最終年に当たることから、政府は、現在と将来の社会変化を見据え、地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、第2期総合戦略策定の準備を進めているところであります。

令和元年5月23日に開催されました、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に関する有識者会議中間取りまとめ報告書が公表されました。報告書によりますと、第2期総合戦略においても、第1期の政策原則であります、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視を引き続き推進することとして、また新たな時代の流れであるソサエティ5.0の実現に向けた情報通信技術の活用にも取り組むこととしております。うきは市におきましても、次期地方版総合戦略となります第2期うきは市ルネッサンス戦略の策定を計画しているところでございます。

これらの事業の実現に当たりましては、議会との連携が重要と思っております。引き続き、議員の皆様のご協力のもと、事業の推進を図るとともに、将来像でもあります、「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」を目指して、議員の皆様と一丸となって努めていく所存でございますので、御協力を賜りますよう、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件5件、予算案件2件、報告案件5件、その他の案件6件となっております。

まず、報告第1号は、一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

2款1項総務管理費ほか、計20事業につきまして、平成30年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものでございます。

報告第2号は、下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

2款1項公共下水道事業費の1事業につきまして、平成30年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものでございます。

報告第3号は、うきは市土地開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報告をするものでございます。

報告第4号から第5号までは、専決処分の報告についてであります。

報告第4号は、うきは市（新）生涯学習センター建設工事（建築工事）請負契約額の変更に係

る専決処分であります。

平成31年3月22日付でうきは市（新）生涯学習センター建設工事（建築工事）請負契約額の変更を専決処分したことについて、さきに専決処分事項として指定を受けておりましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

報告第5号は、同じくうきは市（新）生涯学習センター建設工事（建築工事）請負契約額の変更に係る専決処分であります。

令和元年5月13日付でうきは市（新）生涯学習センター建設工事（建築工事）請負契約額の変更を専決処分したことについて、さきに専決処分事項として指定を受けておりましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

議案第43号から議案第46号までは、専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第43号は、うきは市税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、うきは市税条例等の一部改正が必要となり、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第44号は、うきは市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部改正が必要となり、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第45号は、平成30年度うきは市一般会計補正予算（第8号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

地方交付税等の歳入が確定したことに伴い、補正予算の専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,027万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億5,507万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、自動車重量譲与税1,043万3,000円、地方消費税交付金2,893万3,000円、自動車取得税交付金1,787万6,000円、地方交付税2億8,551万円、寄附金1,000万円の増額補正と、基金繰入金3億5,000万円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費の総務管理費1,000万円、予備費27万8,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第46号は、令和元年度うきは市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

令和元年10月から開始される低所得者や子育て世代を対象としたプレミアム付商品券の印刷等を委託する必要性が生じたため、補正予算の専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。なお、歳出予算内の補正となっております。

議案第47号は、令和元年度うきは市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,847万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億4,095万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、森林環境譲与税991万9,000円、国庫補助金6,514万5,000円、県補助金3,194万6,000円、県委託金481万円、基金繰入金700万円、雑入1億2,861万1,000円、市債3,040万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費1,286万9,000円、統計調査費481万円、民生費では児童福祉費794万1,000円、衛生費では保健衛生費105万9,000円、農林水産業費では農業費3,000万円、林業費346万1,000円、商工費では商工費1億7,206万円、消防費では消防費584万1,000円、教育費では社会教育費3,206万7,000円、予備費771万7,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第48号は、令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第49号は、うきは市道路線の認定についてであります。

道路法第8条第2項の規定により、新設による市道路線の認定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号は、コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

吉井地区自治協議会が、るり色ふるさと館内の吉井コミュニティセンターへ移転することに伴い、指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号は、うきは市森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

令和元年度より譲与される森林環境譲与税を森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、うきは市森林環境譲与税基金条例を制定するものでございます。

議案第52号は、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び国家公務員においては、人事院規則で超過勤務命令の上限の措置が設けられたことを踏まえ、本市におきましても、総務

省通知に基づき、職員の時間外勤務命令を行うことの上限を定めるため、うきは市市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第53号は、るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

るり色ふるさと館の供用開始時期の変更により、本条例の施行期日を変更する必要性が生じたため、るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第54号は、うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第53号と同様の理由により、うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

議案第55号は、うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

るり色ふるさと館の供用開始時期が変更されたことに伴い、うきは市教育センターの移転時期も変更になることで、本条例の施行期日を変更する必要性が生じたため、うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされた際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（**櫛川 正男君**） 市長の提案理由の説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会、議会運営委員会の各委員会より、閉会中の継続調査申し出がございましたので、その調査報告を求めます。

9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（**中野 義信君**） それでは、総務産業常任委員会より、委員会調査報告書ということで、平成31年度第1回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告をするということでございます。

調査テーマといたしまして、2点上げております。地域おこし協力隊の活動及び今後の活動目標に関する調査。それから2点目に、6次産業化の取り組みに関する調査ということでしており

ます。

まず、地域おこし協力隊の活動及び今後の活動目標に関する調査ということで、3月26日、3月議会終了後に行っております。出席者につきましては、そこに書いておるとおり30名でございます。

調査の要旨、地域おこし協力隊について、都市部から住民票を移し、3年間で各自のミッションを達成し、その地域への定住、定着を図っているところである。前年同様、本年も各隊員の取り組みについて本人から報告を受け、意見交換を行った。

主な議論としまして、各隊員の作成した資料により報告を受け、意見を交わしたところである。うきはブランド推進課の現状説明の際には、自治協議会に地域おこし協力隊を配置することに対し意見を聞くと、現状はそのような方向性は出てこないが、将来的にはあり得ると考えている。しかし、課題として協力隊活動が終了する3年後に、うきは市に定住できるなりわいづくりを考える必要があるということであった。

今回は、厚生文教常任委員会もほぼ出席をしていただいて、協力隊の活動報告ごとの質疑については省略するが、最後に各人にうきは市の魅力について伺うと、自然が豊かなこと、人のやさしさという意見が多かった。

所見、地域おこし協力隊の8人が、平成30年度に取り組んできた内容と成果についてパワーポイントを使っての報告を受け、非常に活動の内容がわかりやすかった。隊員の皆さんが、市外からうきは市に住んでみて新鮮な気持ちで見えて感じたことなど、うきは市の発展を願っている気持ちがよく伝わってきた。平成31年3月で退任される方、令和元年度、引き続き活動される方、市職員として新たな気持ちで一步を踏み出す方、うきは市で就農を考えている方など、大変頼もしく感じた。皆さんの次年度目標、将来の目標、取り組むべき課題など具体的な発表もあり、日ごろ目標を持って活動している姿がうかがえ、各人の目標達成を期待したい。

次に2点目の、6次産業化の取り組みに関する調査ということでございます。

これにつきましては、熊本県八代市と、あわせまして佐賀県鹿島市に行っております。5月20日から21日ということで、出席者につきましては8人。

それから調査の要旨につきましては、うきは市において農業者等の所得増大を推進し、地域産業の振興を図るため、農業者や商工業者などがみずから行う地域農産物等を活用した加工品の研究、開発及び事業化に向けた支援を行う施設として、うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターが7月より運用開始される。そこで、6次産業化の取り組みについて、先進地である「フードバレーアグリビジネスセンター」及び「海道しるべ」——「海」に「道」と書いて「「みち」しるべ」と読みますが——における6次産業化の取り組み及び現状や課題等について調査を行ったということでございます。

それで、今から内容について説明をいたしますけれども、非常にこれは6ページにわたって書いておりますもんですから、これをずっと読みますと、恐らく40分ぐらいかかりやせんじやろうかなというふうに思いますので、かいつまんでお話をしたいと思いますし、主な質疑ですね、皆さん方も聞きたいようなことについては、QアンドAで書いておりますから、それを見ていただくということをお願いしたいと思います。

まず、熊本県八代市のビジネスセンターに行ってきましたけれども、アグリビジネス支援室長より説明を受けたと。フードバレーアグリビジネスセンターは、熊本県農業研究センターアグリシステム総合研究所内に設置されている。熊本県において、農業、食品企業が連携して食ビジネスで行こうという県南フードバレー構想が策定されたことにより、県南の食ビジネス振興及び研究の拠点として、平成27年度に整備された施設である。農業にかかわる方や企業の方の相談窓口となるほか、農産物や加工品に関する研究開発、加工品の試作といったさまざまなニーズにワンストップで応えることで、6次産業化や事業拡大の支援を行っている。

主な取り組みにつきましては、4点上がっておりますのでございます。

その下に主な質疑内容ということで、我々が質問しました内容についてお答えをいただいておりますので、見ていただきたいというふうに思います。

次の4ページに行きますが、佐賀県の鹿島市の海道しるべのほうに行きました。鹿島市役所の――ここでは議長も御出席いただいておりますけれども、産業支援課長より説明を受けた。

鹿島市内の農林水産物を初めとするさまざまな地域資源の研究や加工、産業間の連携を通じた新たな地域活力の創造や産業活性化を図るための拠点施設として、平成26年4月に開館した施設である。木造平屋建て、326平米。総工費2億60万円。佐賀県の事業で、中山間地域総合整備事業を活用して建設し、鹿島市に移管を受けたものである。加工施設は、市の事業で国の補助金、中山間地域プロジェクト交付金を活用し、整備を行ったとのことである。

主な取り組みにつきましても、3点上げておりますので、見ていただきたいと思います。

次の5ページですけれども、年間の利用実績が出ておりましたが、26年度から開館いたしまして、30年度までの数字を出しております。年々ふえておるようではありますが、ただ、この数字は来場者と施設の利用者の合計であるということで、参考までに申し上げるならば、30年度の2万6,876人のうちに、施設の利用者というのは1,541名ということになっております。

課題が4点ほど上げておるようでございますし、鹿島市の支援につきましては6点ですか、上げておりますので、これも後で見ていただきたいと思います。

さらに主な質疑についても、5ページから6ページにかけて上げておりますので、恐らく皆様方も聞きたいようなことだというふうに思いますので、参考にしていただきたいと思います。

最後に所見ですけれども、熊本県八代市の施設につきましては、熊本県は農業県と言われ、農

業に大変力を入れており、農産物の加工品に関する事業の拡大を支援するセンターを設置し、現在、運営がなされている。センター長は1年前から担当者として配置され、準備の段階から企画、機器の購入など、きめ細かく研究し、平成27年度に整備された施設とのことであった。県の施設で全て県が運営し、機械や機器の利用料もないということであった。平成30年度の相談・利用件数が647件のうち、施設利用は235件であった。

それから、佐賀県の鹿島市ですけれども、海に見える好眺望の高台に平成26年に開館した施設である。農林業者がみずから生産物を活用し、加工品の開発、流通、販売も手がけ、農業所得の向上を図る取り組みであるが、特徴として、鹿島市の6次化認定事業者——3社ほど指定いたしまして、との連携も図っているということでございました。特に製造、販売、そういった目的につきましては、業者との連携も必要であるというようなことだと思います。

熊本、鹿島、これは書いておりませんが、施設は運営管理が県と市で行っているため、うきは市のように指定管理を採用していないので、収支面が非常にわかりにくかったということを申し添えまして、報告にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（**佐藤 湛陽君**） それでは、厚生文教委員会調査報告書を言わせていただきます。

平成31年第1回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、次のとおり報告します。

このたび、厚生文教常任委員会の閉会中調査をいたしましたところ、2つの項目について実施しました。

まず1つ目の調査は、「地域共生社会」実現に向けた取り組みに関する調査になります。

調査実施日は、平成31年4月15日月曜日で、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、2025年問題を見据え、市では高齢者が地域で安心して暮らせる社会を目指して、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各種サービスを一体的に提供できる体制——地域包括ケアシステムを構築しようとしています。ことし1月の周南市での視察結果を

踏まえ、現場で取り組んでいる社会福祉協議会の担当者に、現状と課題について伺いたいとの思いから実施しました。

次に、調査結果であります。地域によって進捗状況の差が生じていますが、地域の現状や今ある活動を踏まえながら行う必要がありますので、一概によしあしで判断できない部分もありました。担当者からは、地域の方だけではなく専門職や民間、そして行政が共通認識のもと、それぞれの強みを生かして連携、協働していくことが大きなポイントで、この考えは福祉や介護分野に限らず、これからの地域づくりに欠かせないと説明がありました。

最後に所見であります。現状、困っている人を支える制度や仕組みは年々拡充してきていますが、支える人を支える制度や仕組みの整備が十分でないと思われま。これを解決するためには、市独自で考えることは難しく、国全体あるいは県単位で考える必要があると思われま。国、県への働きかけも重要になってきます。自治協議会の声としてよく聞かれるのは、地域に任せるのではなく、市がきちんと地域福祉のビジョンを示し、各地区のコーディネーターの育成はもとより、介護サポーターやボランティア等の人材育成、確保とあわせて、必要な活動資金を支援してほしいとの意見がありました。市では、平成30年3月に第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、人と人がつながり互いに助け合うことを理念として、具体的な取り組みと役割分担を定めています。しかしながら、前述のような御意見が出るのは、住民の役割だけ求め、行政としての役割を十分に果たせていないからではないかと思われま。

次に2つ目の調査は、学校教育に関する調査になります。

調査実施日は、令和元年5月16日火曜日で、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、2020年から実施される新しい学習指導要領では、各教科などの学びを通して、何ができるようになるのか、何を学ぶのか、どのように学ぶのかを明確にしながら、知識を学ぶだけでなく、それをどのように活用するかを考えることが大事だと言われま。また、情報化やグローバル化といった社会の変化が予測を超えて進展しており、英語教育やプログラミング教育、道徳教育の充実強化もうたわれま。当委員会においても、次世代を担う若者の教育については高い関心を寄せてきました。このたび市内の小・中学校の校長先生方と、うきは市の教育課題について率直に話し合いたいとの考えから実施しました。

次に、調査結果であります。テーマを4つに絞り行いま。

1つ目は、学力向上の取り組みについてです。多様化するニーズと保護者からの要望、特別に支援を要する児童の増加などで、教育現場の教員は心の余裕を持つことができずいま。今後の学習指導要領の改訂を見据え、大幅な授業スタイルの見直しが必要になってくる中、部活動の顧問も兼務する教員の負担は、想像を絶する状況と思われま。会話の中でも、授業で不可欠な教材を作成するのに17時以降も残業せざるを得ず、国が定める過労死ラインの月80時間は普

通だとの意見もあり、市独自の教員配置も考えてほしいとの要望が出されました。市では独自の支援策として、小学校低学年の1・2年生を対象にクラス編成基準を30人に改め、少人数指導特別教員を配置しています。しかし、3年生になると2クラスから1クラスに統合されますので、児童の中でも小3ギャップが発生していると意見がありました。

2つ目は、生きる力を育む取り組みについてです。人生100年時代と言われる現在、これからの長い人生を生き抜くためにも、学力だけではなく、生きる力の育成にも取り組む必要があります。学校としては、キャリア教育を通して職場体験や高校見学を行っており、地域社会の一員としての自覚と、必要な能力や態度の育成に取り組んでいると説明がありました。

委員からは、思春期の非行防止としてスポーツに励み、そこで上下関係や集団行動など、人として成長できる要素が詰まった部活動の重要性について問いかけがありました。県から示されている指針では、働き方改革もあり、週2日以上以上の休養や活動時間もできるだけ短期間にと明記されています。ところが平日だけではなく、土日も頑張りたいという声が生徒のみならず顧問からも聞かれ、管理者としては悩ましい問題と本音も伺えました。また、近年の社会環境の中で、保護者とも人間関係を築けていない子供も存在し、そうした褒められることが少ない子供に対して、学校現場としては叱るだけではなく褒めることで、前向きに考え努力できる人間になるように取り組んでいると説明がありました。

3つ目のコミュニティ・スクールについてと、4つ目のいじめ、不登校に対する取り組みについては、後ほど確認いただきたいと思います。

最後に所見であります。子供の教育で大事なことは、やる気を育てることではないかと思えます。そのためには、教員にもやる気を持ってもらうことが必要です。市では職場環境の改善のために、いち早く校務支援システムを導入し、他の自治体に比べ、多くの学校支援員を配置しています。さらにICT化にも先進的に取り組んでおり、誇れる部分もたくさんあります。ただし、このたびの調査においては、それでもまだ不十分との指摘をいただきました。現状を見ると、労働時間はふえ、教員は疲弊してなり手が減っており、質の低下も懸念されています。前述したような取り組みを着実に実施していきながら、必要な財源を確保し、教育環境に格差が生じることがないように、市長会等を通じて国への要望活動を行っていただきたいと思えます。

新しい学習指導要領では大きく授業が見直され、学びに向かう力の育成が求められています。これまで取り組んできたうきは市学習規律7カ条を大切にしつつ、教育大綱に位置づけられた、うきは市が目指す子供像の実現に向け、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいけるよう、行政としてしっかりサポートしてもらいたいと思えます。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

次に、7番、**鍮水**議会運営委員長。

○議会運営委員長（**鍮水 英一君**） それでは、閉会中の継続調査申し出に基づき調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、報告をいたします。

今回の調査内容は、耳納クリーンステーション（うきは久留米環境施設組合）のごみ固化燃料（RDF）の受け入れ先候補地及び新しいごみ処理方式に関する調査として、香川県三豊市の日本初のごみ処理施設と、山口県宇部市の宇部興産株式会社の資源リサイクル事業を視察調査いたしました。資料は添付していると思います。

調査の目的は、大牟田リサイクル発電所は、令和4年度をもって事業を終了することが決定されています。その後、令和5年度以降のRDFの受け入れ先について、RDF事業を推進してきた福岡県と県内の5つの清掃施設組合が協議し、現在は福岡県が窓口となって、廃棄物の再資源化と有効利用に取り組むセメント製造会社4社等と受け入れ先の調整中であります。これらを踏まえて、令和5年度以降のごみ処理について、今後、議会として特別委員会の設置を含めた対応を検討する必要性から視察を行いました。

最初に調査したのが、日本初のごみ処理施設の香川県三豊市バイオマス資源化センターみとよです。焼却に頼らないバイオマス資源化センターみとよは、日本初のトンネルコンポスト方式の民設民営のごみ処理施設として平成29年に本格稼働し、三豊市のごみの減量化、再資源化に大きく貢献しています。従前のごみ処理は、1市7町による広域行政組合でごみ焼却施設を運営しており、その施設の使用期限が平成24年度までとなり、その後の処理方法が検討され、最終的に三豊市単独で新たな処理を行うことを決定しています。また、前市長のごみは資源という理念のもとで、焼却しないごみ処理方式が選択されています。最終的にトンネルコンポスト方式が選定され、業者選定のプロポーザルが実施、現在の運営会社、株式会社エコマスターが選定されています。

トンネルコンポスト方式も、最終的には燃料化しているRDF方式と類似していますが、この施設は、生ごみを微生物を使って分解させるところが異なっています。この施設での処理対象廃棄物は、家庭での一般廃棄物及び事業系の一般廃棄物で、処理する可燃ごみの量は年間約1万トン。搬入されたごみは、まず破碎され、次にごみと微生物と木くずをまぜ合わされたバイオトンネルへ送られます。この中で17日間かけ、微生物がごみの有機物を分解します。その後は、微

生物を含む木くず等と紙・プラスチック類が選別され、さらに紙・プラスチック類は、塩ビ選別機でダイオキシンの発生源である塩化ビニールが取り除かれた後、20キロ圏内にある親会社の固形燃料製造工場へ搬出されます。製造された固形燃料は、石炭の代替燃料として20キロ圏内の製紙会社へ販売されています。可燃ごみの半分以上は生ごみで、2割が紙やプラスチック等、1割が紙おむつ、残りの1割が草花木で、微生物が分解できるのが有機物になり、発酵時には70度の熱が発生し、水分が飛ばされることでごみが乾燥されています。年間約4,500トンが固形燃料となり、1万トンのごみが4,500トンの燃料となり、残りの五千数百トンは水分として蒸発しているそうです。

バイオフィルター脱臭施設は、物が発酵すると強い臭気が発生するので、それを脱臭する施設です。微生物をまぜた木くずを敷き詰め、施設内全ての臭気をゆっくり通過させることで、臭気が木くずに付着し、微生物が臭気を分解して脱臭します。ただし、臭気をゼロにすることはできないということでした。また、バイオフィルター脱臭装置のもう一つの機能が、水蒸気を発生させる機能です。この施設は排水を出さない、ごみとして搬入した汚水は発酵塔で水蒸気になり、バイオフィルターを通して外へ放出されます。

質疑の中での回答として、施設建設費は16億円、平成27年、28年度に環境省の補助事業として認定され、機械設備の3分の1の民間直接の補助金として、2年間にわたって合計3億7,000万円の補助金を受けています。市と契約する委託料は、ごみ搬入量が年間1万トンで、1トン当たりの委託料が2万4,800円、年間約2億4,800万円となります。ただし、三豊市の人口が減少し、ごみ量が減った場合は、市が補填することも契約上にあるということです。

技術開発については、ヨーロッパのものを日本風にアレンジした程度で、日本のごみで処理した場合のノウハウは、今のところエコマスターにしかないということでした。

次に山口県宇部市、宇部興産株式会社の資源リサイクル事業ですが、宇部興産株式会社は、炭鉱開発の組合組織として明治30年に創業し、120年続く大手企業です。究極の資源リサイクル工場と言われるセメント工場は、なぜ廃棄物の受け入れが可能なのか。それは、一般的には処理が困難な廃棄物も細かく粉砕して1,450度の高温で焼成すれば、セメント原料に生まれ変わることです。廃棄物中の有害成分は、ダイオキシンを初め、高温により完全に分解されます。燃えた後の灰もセメントの原料となり、2次廃棄物を出さないようです。

原料系廃棄物は、石炭火力発電所から発生する石炭灰、自治体から出る都市ごみの焼却灰等で、最初にセメント受け入れ基準に適合するように前処理が行われます。そのほか自治体からの下水汚泥はJRのコンテナ輸送で広範囲に集荷され、下水汚泥密閉式処理施設で受け入れ、臭気を外部に漏らすことなく、高温で無害化処理が行われています。

燃料系廃棄物は石炭の代替として使用され、プラスチックは全国から運ばれる多様な種類ごと

に処理が可能であり、一般家庭ごみを固形燃料にしたRDFは塩素含有量が多いため、高度な処理技術と設備が必要ですが、業界最大の処理施設の高塩素バイパス設備などを積極的に整備しているようです。

RDFでの受け入れは、山口県の宇部工場、伊佐工場、福岡県の苅田工場の3工場で行われています。年間20万トン程度、石炭の代替燃料として利用され、原料系廃棄物はセメント製造原料である石灰石、珪石、粘土、鉄源のうち、粘土の代替として使用されています。その他、自治体からの受け入れで多いのが下水汚泥、上水汚泥、都市ごみの焼却灰、し尿汚泥で、全国のし尿汚泥のうち約7割がセメント業界で処理されているそうです。

RDFについては、築上町のRDFを100%、苅田町の一部、宮若市のRDFのアウトレット品を受け入れており、RDFは塩素である塩分が高い燃料であることから受け入れできないところが多いと言われています。宇部興産は、塩素を除去する高塩素バイパス設備を3工場に整備しており、RDFも受け入れが可能ということです。

質疑の中での回答として、福岡県が行う調整の進捗状況については、県から聞いているのは、各自治体は大体、今年度中には方向性を決めるということ。仮にうきは市であれば、年間6,000トン搬入する場合は、現行の設備でその受け入れが可能であること。5組合全体の一括搬入の場合は、年間6万9,500トンであることから、専用の投入口や保管場所等をつくる必要が出てくるということです。受け入れ先は、宇部工場が予定されております。今年度末を待って、各自治体の方向が決まった時点から検討を始めるようです。苅田工場と宇部工場では運搬距離が大きく違いますが、受け入れ先を苅田工場のほうについては、現在、築上町も伊佐工場をメインに入れてもらっているということでした。苅田町との調整も困難であるようです。

RPF化すれば有価で販売できますが、RDFは有償で廃棄処理をお願いするものになるので、その違いについては、明確な基準が公式にあるわけではないのですが、商品となるものは、塩素分が0.3%以下になると業界では有価品として販売でき、0.3%以上になると逆有償となって廃棄物扱いになるようです。これは製紙メーカーが決めた数値で、厳しいところは0.2%以上というところもあります。塩素分が高いとなぜ逆有償になるかという理由は、塩分が高いと炉を傷めることになることです。また、なぜRDFの塩素分が高いかというと、食品廃材からの食塩の塩分が影響していると考えられます。RDFは通常塩素分が1.5%から2%ぐらい含まれています。

最後に所見として、香川県三豊市のバイオマス資源化センターみとよは、可燃ごみを17日かけて発酵させ分解、発酵時の70度の熱でごみは乾燥され、半分以下に減量されています。分解されずに残ったごみを関連会社で固形燃料化して、販売に結びつけています。非常に効率的に考えられた処理サイクルが確立されており、さらに排水も出さず、臭気も基準以下に抑えるバイオ

フィルター施設も工夫された設備です。また民設民営の施設のため、三豊市は施設の初期投資や維持管理費の負担がなく、財政負担も軽減されていることから、画期的なごみ処理方式だと感じました。

しかし、当市として考えた場合、ごみの種類が可燃ごみだけでなく市民や事業者が直接搬入する中型、大型等のごみがあること、20キロ圏内には、処理後に残った有機物以外のごみを固形燃料化する施設や、固形燃料の販売先である製紙工場、セメント工場等も20キロ圏内にはないことで、三豊市のような効率的な処理は見込めません。その分、処理費用単価が大きく割高になると考えられます。また基準値以下とはいえ、臭気が発生する施設の広い土地を新たに確保することは容易なことではなく、現実的には大きな課題があると考えます。

宇部興産株式会社のごみ処理については、受け入れた多様な廃棄物の処理過程において、一切2次廃棄物を出さないことを徹底している、環境に配慮された高度な技術力と高性能な設備及びその規模の大きさに感心したところです。燃焼時に発生する黒煙やガスまで化学的に処理し、セメント原料として利用され、屋外には放出されていない。また、現在も大牟田リサイクル発電所の焼却灰や、耳納クリーンステーションのRDFアウトレット品を処理している実績があります。課題となるのは、処理費用の1トン当たり約1万1,000円、搬出先が近い苅田工場ではなく遠距離の宇部工場であることから、その運搬費用も負担しなければならないことです。今後、十分に比較検討する必要があると考えられます。

今回の視察を終え、議会運営委員会において今後の対応について協議しましたが、現在、福岡県が調整している受け入れ先の結果を待ち、その結果を踏まえて、所管は厚生文教常任委員会となりますが、議会としても全体で調査、検討、協議すべきとの結論に至りました。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、議会運営委員長の調査報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。10時35分より再開します。

午前10時21分休憩

.....
午前10時36分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

日程第7. 報告第1号

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、報告第1号一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 左上に報告第1号と書かれました、一般会計繰越明許費繰越計算書を御準備お願いします。あわせまして、平成30年度うきは市一般会計繰越事業補足説明資料と書いた、A4横長1枚物も御参照をお願いしたいと思います。

報告第1号一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成30年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。令和元年6月14日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、2ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書につきましては、平成30年度から令和元年度への繰越額が確定しておりますので、これを報告するものでございます。なお、表中の左から4列目の金額につきましては、平成30年度中に繰越明許費として議決をいただいた金額、その右の翌年度繰越額は、実際に繰り越すことになりました確定額ということになります。款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げまして、財源内訳については省略をさせていただきます。

まず、2款1項、人事管理費113万4,000円。会計年度任用職員制度導入支援業務委託費分になります。

次に、2款1項、庁舎管理費5,917万円。西別館空調改修工事費及び西別館内部改修工事費分になります。

次に、2款1項、電子計算処理費719万3,000円。新元号に対応したシステム開発委託費及びり色ふるさと館及び西別館のネットワーク設定委託費分になっております。

次に、2款3項、戸籍住民基本台帳費302万7,000円。個人番号カード発行に係る地方公共団体情報システム機構負担金分になります。

次に、3款1項、介護保険事業69万4,000円。福岡県介護保険広域連合うきは・大刀洗支部の西別館からり色ふるさと館への移転費用分になります。

次に、3款2項、民間保育所運営費1億8,937万8,000円。認定こども園遊林愛児園の園舎建てかえに伴います保育所等整備事業費補助金分になります。

次に、6款1項、県営土地改良事業534万1,000円。県営事業の工事進捗遅延に伴います市の用地購入費及び測量設計委託費分になっております。

次に、8款2項、道路維持補修費5,067万9,000円。市道2路線及び1橋梁の工事費分になっております。

次に、8款2項、一般道路新設改良事業8,426万5,000円。市道7路線の道路改良舗装工事費等になっております。

次に、8款2項、辺地道路整備事業4,221万6,000円。市道三寺拂・つづら線道路改良工事と小間坊・女子尾線の山瀬橋かけかえ工事分になっております。

次に、8款3項、河川改良費1,169万円。市営河川赤尾川の改修工事費分になります。

次に、9款1項、防災対策費370万5,000円。総合防災マップ更新業務委託料分になっております。

次に、10款1項、教育委員会事務局費46万1,000円。現在の生涯学習センターから西別館への移転費用分になっております。

3ページをお願いします。

10款1項、教育センター費75万9,000円。移転先であります西別館に設置をする教育センターの備品購入分になります。

次に、10款2項、学校施設環境改善事業1億8,792万1,000円。御幸小学校南校舎の大規模改造工事費分になっております。

10款2項、小学校営繕費2億3,948万6,000円。小学校の空調設備設置工事費分になります。

10款4項、生涯学習センター建設事業6億5,051万5,000円。るり色ふるさと館の工事費及び備品購入費分になります。

次に、11款1項、現年発生農地災害復旧事業2,000万円。農地災害9カ所分になります。

11款1項、現年発生農業用施設災害復旧事業4,800万円。頭首工4カ所、水路6カ所、道路6カ所の計16カ所分になっております。

次に、11款2項、現年発生公共土木施設災害復旧事業2,290万7,000円。市道2路線及び市営河川2カ所の工事費分になっております。

翌年度の繰越額の合計が16億2,854万1,000円となっております。

説明は以上になります。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、組坂議員。

○議員（**2番 組坂 公明君**） 1点、質問させていただきたいと思います。

この繰越明許費、例年こんなに大きい——一般会計の約1割弱なんです、例年こういった大きな額で繰り越されるのかをまず伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 平成30年度から令和元年度への繰越額については、極めて例年になく大きな金額になっているというふうに判断しております。その一番の理由は、やはりるり色ふるさと館、こちらの工期延長に伴うものになっております。これに付随して、インターネット関係の設備費でありますとか、西別館の工事関係もおくれてきたということがございます。

それから、国の補正予算を活用しての空調設備の整備でありますとか、御幸小学校の大規模改修についてもそういった事情がありますので、今年度は非常に大きな金額を繰り越したという結果になっております。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） そうしますと、この16億円余りの事業関係、今年度中に――9月に決算書をもらうんですが、それまでに全て事業が完結して、単年度予算だと思いますから、31年度は別の予算、30年度の予算の繰り越しですから、これをもう、早期にやって、9月の決算報告やったですかね。何やったですかね、実績報告。あれにきちっと上がるって思っておけばいいのか、ちょっとそこだけ確認したいと思います。もしそれ以降ということであれば、その実施結果というのはどこで報告するのかというのを伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 繰越明許費というのは、予算の単年度主義の例外的な扱いということになります。ですので、平成30年度の決算では、この繰り越した分の予算については数字としては出てきません。当然、翌年度に繰り越した分というのは、基本的に来年3月までに完了すればいいということになりますので、この分の繰り越した分の決算というのは、令和元年度時の決算時にあわせて報告をするような形になってまいります。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

大きく言って2点になるんですが、1つは8款2項の道路橋りょう費、この2つについては数は述べられましたが、8款の次の辺地道路整備の場所の指定がありませんでしたが、その場所の指定はどこの資料を見ればわかるのでしょうか。もしなければ、教えていただきたいと思います。

2点目、2枚目の10款1項教育センター費並びに10款4項の生涯学習センター建設事業の中で備品購入費というふうに述べられましたが、2つとも既に既存の施設があるわけですが、それぞれ上のほうの教育センターはそれだけの説明であったようにお伺いしましたが、るり色ふるさと館でも新たに備品を購入する金額と、その名前、そしてその必要性について教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 後の分の質問の教育センターと生涯学習センター建設事業の備品の必要性という質問なんですけれども、これは、あくまでも予算で計上させていただいた分を繰り越した分になります。その時点できちんと説明はさせていただいて、議決をいただいた予算を繰り越したという報告になりますので、生涯学習課のほうから、その辺の説明は改めて申し上げますが、そういう御理解をまずいただきたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの質問でございます。

8款2項、道路橋りょう費の辺地道路整備事業でございます。内訳といたしましては、2路線分の繰り越しを予定しておるところでございます。1つは三寺拂・つづら線、そしてもう1件は、小間坊・女子尾線の山瀬橋の橋梁工事でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習センターからるり色ふるさと館に備品をまた新しく購入するの点でございますけれども、使える分としては備品を持っていきますし、使えない部分、椅子とか机において、新しく購入しないと使えないという部分には備品として購入させていただくことになっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ちなみに新人の議員は、昨年度当初予算はいなかったと、6月からだから。勉強はしていると思いますけど。

ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ちょっと確認させてください。

今、説明がありました右のほうの財源の関係です。既収入特定財源はゼロですけども、事業は確定をいたしております。特に生涯学習センターはもう、竣工の運びでもございます。未収入特定財源、ここに計上いただいておりますけれども、これはいつの時点で収入見込みなのか、確認をさせてください。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 特定財源の納入時期については、それぞれ事業によって異なりますし、事業の完了等にあわせて交付があるものだというふうに認識しております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、鍮水議員。

○議員（7番 鍮水 英一君） これは第4号、第5号に関連がありますので、そのときにこの1号についてもお尋ねしていいですかね。

○議長（櫛川 正男君） はい、ようございます。

○議員（7番 鎌水 英一君） なら、5号が終わってやります。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

日程第8. 報告第2号

○議長（櫛川 正男君） 日程第8、報告第2号下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 左上に報告第2号と書かれました、下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書、それから、補足説明資料をごらんください。

報告第2号下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成30年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。令和元年6月14日提出。うきは市長高木典雄。

2ページをお願いいたします。

2款1項、特定環境保全公共下水道事業3,630万円。吉井浄化センター水処理増設実施設計委託費分になっております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

日程第9. 報告第3号

○議長（櫛川 正男君） 日程第9、報告第3号うきは市土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） うきはブランド推進課の樋口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明を申し上げます。議案書1ページをお開きください。

報告第3号うきは市土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について別紙のとおり報告する。令和元年6月14日提出。うきは市長高木典雄。

お手元に、本年5月9日開催の第2回理事会議案並びに本年3月25日開催の第1回理事会議案の資料を配付させていただいております。経営状況の説明については、第2回理事会議案の事業報告及び決算承認のほうで説明をさせていただきます。

3ページをお開きいただきたいと思います。事業報告です。

3ページですが、三春工業団地について、昨年度、未売却地1万7,092平方メートルの維持管理を行っております。主な事業として、昨年、創業を開始した森永食研株式会社及び今後の誘致企業への対応のため、緑地帯に給水設備を設置しております。

次に、4ページをごらんください。財産目録です。

普通預金341万4,507円。

定期預金500万円。

完成土地等1億6,072万770円。完成土地等とは、完成土地期末残高1億3,363万3,290円と、先ほど説明しました緑地帯に設置した給水設備の取得金額2,708万7,480円の合計となります。

資産合計1億6,913万5,277円です。

次に、負債合計ゼロ円。短期借入金期末残高はございません。

差引純資産が先ほどと同じ1億6,913万5,277円です。

次に、5ページをお開きください。現金及び預金明細表です。

普通預金と定期預金の合計で841万4,507円です。

次に、6ページをごらんください。貸借対照表です。公社の経営状況をあらわすものでございます。

資産の部です。流動資産として、現金及び預金841万4,507円、完成土地等1億3,363万3,290円、合計1億4,204万7,797円です。

続いて、固定資産2,708万7,480円は、緑地帯に設置した給水設備の取得金額です。資産合計は1億6,913万5,277円。

次に負債の部です。流動負債、固定負債ともございませんので、ゼロ円です。

資本の部です。資本金として、基本財産500万円。

準備金として、前期繰越準備金1億6,526万618円。当期純利益は、マイナス112万5,341円で、以上を通算して、準備金合計1億6,413万5,277円。資本合計が1億

6,913万5,277円です。最後に負債と資本の合計が1億6,913万5,277円となり、資産合計と一致いたします。

次に、7ページをごらんください。損益計算書です。年間の収益と費用の状況を示すものです。

まず、昨年度は土地の売買はありませんでしたので、事業収益、事業原価ともゼロ円となっております。

次に、3の販売費及び一般管理費133万6,052円。内訳は、10ページの決算資料で説明いたします。事業利益は、事業収益、事業原価、販売費及び一般管理費を通算したマイナス133万6,052円です。

4の事業外収益として、受取利息690円。雑収益21万21円。合計21万711円です。

5の事業外費用はございません。

経常利益は、事業利益、事業外収益、事業外費用を通算したマイナス112万5,341円です。当期純利益は、経常利益と同額のマイナス112万5,341円です。

次に、8ページのキャッシュ・フロー計算書をお開きください。

キャッシュ・フロー計算書は現金の流れを示すもので、一番下の欄の合計金額は、現金及び預金明細表に一致するもので841万4,507円となっております。

次に、9ページをお開きください。短期借入金明細表です。

昨年度は、期首から期末まで借入金がございますでしたので、記載がありません。

次に、10ページをお開きください。決算資料です。まず、収益的収入と収益的支出です。

初めに収益的収入です。

1の事業収益、完成土地等売却収益ゼロ円、昨年度、売却はございませんでした。

2の事業外収益、預金利息690円。その他、雑収益21万21円。これは未売却地の一部を資材置き場として貸し付けた分の収益となります。合計21万711円です。

次に、収益的支出です。

1の事業原価、三春工業団地売却原価ゼロ円です。

2の販売費及び一般管理費です。まず、1の人件費です。報酬6万4,800円は、理事会出席などにかかわるものです。次に、2の経費です。旅費16万5,210円は、静岡のROKI本社訪問の際の旅費となります。需用費20万3,462円のうち消耗品費が6,699円で、ROKI本社訪問時のお土産代となります。次に、光熱水費が19万6,763円で、昨年設置した給水設備に係る電気料です。なお、不足分として予備費から15万4,000円を流用させていただいております。次に、3の使用料3万8,880円は、インターネット企業情報サービス利用料です。インターネット企業情報サービスというのは、うちのほうが企業の状況を調べるために利用するものでございます。4の委託料2万1,600円は、給水設備の水質検査に係る費

用です。5の公租公課費84万2,100円は、未売却地に係る固定資産税です。

以上、販売費及び一般管理費の合計が133万6,052円です。

次に、3の事業外費用、短期借入金利息ゼロ円です。

続いて、4の予備費100万円のうち、先ほど申し上げましたが15万4,000円を需用費に流用させていただいております。

以上、収益的支出合計は133万6,052円です。

次に、11ページをお開きください。資本的収入と資本的支出です。

資本的収入ですが、短期借入金ゼロ円で、合計ゼロ円です。

資本的支出ですが、土地造成事業費の工事費2,708万7,480円、昨年度、創業を開始しました森永食研株式会社及び今後の誘致企業への対応のため、緑地帯に設置した給水設備の工事費です。続いて、短期借入金償還金はゼロ円です。資本的支出合計が2,708万7,480円となります。

次に、12ページをごらんください。資本金明細表です。

基本財産、うきは市からの出資額500万円でございます。

次に、13ページをごらんください。平成30年度の完成土地明細表です。

昨年度、土地造成に係る事業は行っておりませんので、増減はございません。なお、期末残高として、未売却地が面積1万7,092平方メートルで、その帳簿上の価格が1億3,363万3,290円となっております。

14ページには、監査意見書を添付しております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） ちょっと関係ないんですけど。

今度、残っている土地、今、食研のところもいい水が出ないということで、何とか、どう考えているのか。残りの土地も多分売れないんじゃないかと思っておりますので、どういう考えを持っているか、お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 水の件につきましては、過去にも御報告してまいりましたとおりでございますが、水質の件と水量の件といろいろ検討してまいっております。今回、森永食研さんの分で、うきは市から緑地帯から給水設備を200トンの能力のポンプをつけております。そのうち50トンを森永さんが使いまして、将来80まで伸びたとしても120の余力がございます。残りの土地、北側の1万7,000平米につきましては、その水を森永食研さん

の御理解のもとに使わせていただく契約を結ぶ予定にしております。

もう一つは、ROKIのほうも水量と水質のちょっと課題があるということで、それにつきましては、今年度の予算で対処していきたいと思っておりますが、なかなか水の深さの問題とか、できるだけ近隣の民家の方に御迷惑にならないような方策を考えていきながら、やっていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 今言ったのは多分まあまあいいのかなと思いますけど、残りのところにまだ水を使う業者が来たら大変だろうと。1カ所で余り、3カ所掘ればまあまあですけど、1カ所を掘ったのを200トンどんどん出したら、川籠石の人たちの水位が下がったり、いろいろするのかなとちょっと考えますので、そのところは早くどこか違う方法を考えんといかんのかなと私は感じます。するとそこから、今度来るところもあろう空き地のどこまで引くのに大分引かんといかんでしょう。またいろいろ費用がかかるのかなと思いますので、早急に何か私は考えてもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 御心配の件は重々承知しておりますが、過去に6回ほど、このあたりを掘っております。今の緑地帯の分で影響があるかと、深さの関係がございしますので、近隣に迷惑のない深さで80メートル前後のやつを掘っておるので、近隣への影響はないと思っておりますが、水量が残り150、将来は120ぐらいになる容量しかないということなんですけど、現在はそこでなかなか、土地ですので難しい状況でございまして。今年度、ROKIの部分も取り組みますので、その中でまた議員のお考えも示しながら、対応していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

日程第10. 報告第4号

○議長（櫛川 正男君） 日程第10、報告第4号専決処分の報告について（うきは市（新）生涯学習センター建設工事（建築工事）請負契約変更）を議題といたします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課の井上でございます。よろしくお願いたします。

議案書の2ページをお願いいたします。

報告第4号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、平成31年3月22日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和元年6月14日提出。うきは市長高木典雄。

次ページをお願いいたします。

専決第2号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項により、うきは市（新）生涯学習センター建設工事（建築工事）請負契約額の変更について、下記のとおり専決処分する。平成31年3月22日。うきは市長高木典雄。

この専決につきましては、平成30年5月第3回の臨時議会におきまして、契約金額の5%以内の増減額においては、専決処分の指定をいただいているものでございます。

契約の目的は、（新）生涯学習センター建設工事（建築工事）の部分でございます。

変更事項といたしましては、工事請負金額を2,363万3,640円増額し、変更後は7億3,643万3,640円。率としまして、3.31%の増となるものでございます。

契約の相手方は施工事業者である、うきは市浮羽町高見368番地1。篠原・麻生・総建特定建設工事共同企業体でございます。

変更の理由といたしましては、国庫補助金の繰越額の承認を受けるため、3月時点での見込みによる設計変更を行ったものでございます。

主な内容といたしましては、外構工事について、案内看板の変更、掲示板の追加、外部出入口排水溝の追加によるもの。木工事については、不燃材への変更によるもの。トイレの仕様変更については、レイアウトの変更、壁や天井の内装仕上げの変更、ブース高さの変更によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） ちょっとしたことですけど、これ、保育所ですから不燃材に変更ち、もともと不燃材は使っていかにやいかんのかなち、私は、どこを不燃材と変えたのかわかりませんが、どこの部分を変えたのか、ちょっと教えてください。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 不燃材の使用ということで、主なところにつきましては、天井で今、格子状の木を使っております。当初計画しておったものが不燃材、耐火的な時間の延長ということで、木の形状を厚くするというところと、もう一つは、不燃材の薬液の注入を行った

というところで変更したところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 8番、熊懐議員。

○議員（8番 熊懐 和明君） ちょっと私が場所を勘違いしておりました。

もう、余り木材使ってないのでどこ、大体、炊事場とか絶対不燃物を使わにゃいかんとですよ。そいき、何で不燃材に変わったのかなとちょっと疑問を抱いたので質問させていただいたまです。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 審査に当たる前に、今、井上課長のほうから設計図書の変更がるる申し上げがございました。この場合、次の専決第6号も含めて、変更の項目と金額の内訳、これをまず配付して審議しないと、これは審議がなかなか進まんと思いますので、それをまず要求したいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの案件でございますけれども、今回この案件につきましては専決の報告でございますし、当然、議員様におかれましては内容の確認が必要かと思えますので、今回第1回、それから次の案件であります第2回の変更の項目につきましては、一覧表を作成いたしまして……（発言する者あり）その書類を作成して、お手元のほうに配付をしたいと思えますけれども……。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 済みません、設計図書はもちろん変更分ございますが、大変分厚い設計図書になっています。議員にお渡しできるような変更箇所と金額をあらわしたもののというのは、現在ありません。今議会中にそういった明細と金額を表示したものを御提出するというところでよろしいですかね。

これについては、5%以内の契約については変更を認めていただいておりますということで、御報告を差し上げて、承認をいただくものではないということであろうかと思えます。すぐに資料の準備というのができないと思えますので、そういうことでよろしければ、御提出をさせていただきたいと思っておりますが。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） おっしゃるとおりに、議会で、先ほど井上課長からあったとおりの5%の承認をいたしております。ただ、この審査に当たって、これは専決処分で既に確定した事項であっても、やはりどういうところが変更になったのかということ、口頭でいくつも数を言われても、金額の内訳がどうなっているのかということ、当然、議会としても知りたい事項なんですよ。ということは、当然配られると思ってましたからね。これは終わった後に配ってもらっ

ても仕方ないから、今、配ってくださいよ。幾ら専決であるとしてもですよ。その辺をきちっと議事に報告すべき案件だと思いますが、議長、よろしくをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） これ、もう5%以内ということで変更を認めておりますので、その変更を5%以内でしましたという報告だけでございます。だから後で書類、それでいいじゃないですかね。（発言する者あり）中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 済みません。主な変更分として、大きなところだけ拾い上げた資料はございますようですから、それをお配りしたいと思います、合計額には合っておりません。主な分だけを拾い上げたというものになりますけども、そちらでよろしいでしょうか。（発言する者あり）はい。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩といたします。11時35分より再開します。

午前11時22分休憩

.....
午前11時35分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

この今、配られた資料の説明をしていただきたいと思います。江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 大変申しわけございません。時間をとらせていただきました。

ただいまお手元のほうに資料配付させていただいております。上段のほうが第1回の変更資料というところで、主な変更案件を上げておるところでございます。1番、2番、4番等につきましては、先ほど説明の中で工種の説明をさせていただいております。右端のほうに、それに伴います工事費額を計上しております、一番最後でございますが、11番、その他の変更のほうで、細かなところを合算して61万円というふうに計上させていただいております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

今、いただいた資料の2番木工事建設確認申請時指摘による。そして5番、同じように建設時確認申請時指摘によるというふうに書いてありますが、これらの場合の責任は設計監理者にあるんでしょうか。それとも建設者、それともうきは市にあるのでしょうか。それについて教えてくださいたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 2番の木工事、不燃材への変更ということで、建築確認申請時の指摘によるというところがございます。建築確認申請のときには、あれだけの事業規模でございます、恐らく申請の段階での指摘といえますか、なかなか責任の所在というのは難しいと

ころもあるかと思ひます。実際、工程管理の中で、逐次その状況を把握しながらやっていって
るわけでごさひまして、これにつきましては、責任の所在というのは最終的な確認申請、何とい
いますか、許可証がおひるためには、こういった適正な確認の事業を行っていかなくてはなら
ないというところで、最終的には許可を取るための手直しといひますか、そういった工事とい
うことでごさひますから、なかなか難しいところもごさひますが、こういった形でとりあえず変更
を行っていっておひます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 私は別に建設とか施工が専門ではありませんので、お尋ねしてい
るんですが、一定の資格を持った方が、設計監理料委託料を総工費の1割近くを払い、なおかつ
それに基づいて工事業者が原材料等を入れて作業をされると思ひますし、当然そこに発注したう
きは市が絡んでいるわけです。申請時にこれがだめだったから、やり直しをさせるということに
なると、例えば、一般的な家庭で言えば、当然業者に設計図つくって市役所に持っていったらだ
めやったけん、書き直せ、材料変えろといったら、それは設計した業者のほうに普通は損害賠償
というか、そういうことを求めるわけですから、その責任の所在がないままと言われると、大変
納得いかないので、再度お尋ねいたします。

そもそも論の設計監理業者がそういう不適切な設計並びに監理をしているんであれば、そこに
損害賠償というか、負担を求めるべきだと思ひますし、また逆に設計監理はきちんとしとったけ
れども、実際、業者がそれとは違うものをしていたからというふうになるのかもしれないけど、
これはあくまでも申請時ということなると、やっぱり設計監理業者かなという気はするので、再
度お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの御質問でございます。

今回のこのるり色館でございますけれども、まず、県のほうに建築確認申請を行うわけでごさ
ひますけれども、その時点であれだけの図書内容ということで、結構時間もかかっているかと思
ひます。そうする中、やはり発注については、ある程度、時期を早めたいというところもあつた
と思ひます。それであと実施の段階で、そういったところに対処していくというふうなところで、
この責任といひますか、もともとこれだけのるり色館をするための建築確認に基づいた施工を行
っていったというところで、この指摘事項については、施工時、そういった対処をしていくとい
うふうなところで現場は進んできておりますので、責任と、最終的な仕上がりについては、建築
確認に基づいた指摘に基づいて、現場のほうの施工をやっていたというふうなところで御理解
いただければと思ひておひます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 繰り返しになりますが、責任の所在が非常にあやふやであると。ということになりますと、例えば、過去何年間にわたっても、この専決処分をされたときは、5%以内であればもう、こういうふうな指摘を受けてもそのままの工事がるるあったというふうな理解でよろしいんですか。それとも、これだけが、いや、今回だけ、入札のときからちょっといろいろ質問しましたけれども、今回だけというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 建物につきましては、最終的には県の確認をいただきまして、許可をもらうというところでございます。当然、工事の工程の中ではいろんな指摘がございまして、その指摘をクリアすることによって、最終的な許可証をいただくというふうなところでございます。

ですから、この責任というよりも、今回の工事につきましては、許可をもらうための安全な物をつくっていくというふうなところで、最終完成形を目指したところの手直しと申しますか、そういった工事を、施工をやってきたというふうなところで理解をしておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 今までもこういったことがあったのかと。江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 過去の事例というところでございます。今、手元にそういった過去の事例のところはございませんけれども、通常こういった建築工事と申しますのは、最初から100%で施工するというのはなかなか難しいところがございます、やはり工程段階でいろんな指摘に基づいて、現場のほうの完了を目指していくところでございますもんですから、こういった小規模な変更というのは、当然おのおの現場ではついてくるというふうなところで、うちのほうは理解をしておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 私はもう一回残ってるんですかね。2回残ってるんですかね。

○議長（櫛川 正男君） 3回目です。

○議員（13番 江藤 芳光君） 3回目、また次の議案がありますから、ここでちょっと。次の議案にも引き継ぎたいと思います。言い方が悪くて、資料を出していただいて、きょうの理解は得たところでございます。

それで今、5番議員から責任の問題も出てきましたが、なかなかこれだけ大型事業については、当然そういうことも理解できる部分もあります。

それで、先般の全員協議会の中で、この契約のあり方について、入札のあり方について、執行部のほうからも説明ございました。結論については、1つ指摘したのは、設計に対して、設計、監理、これに対しての入札のあり方ですね。最低制限価格をなぜ——公表の必要はないんだけど、いい仕事をしていただくためには、最低制限価格を設定すべきじゃないかと。その結末に

において、いろいろ皆さんから御議論もございましたけど、御指摘もありましたが、結果としては近隣なり、そういう事案について、市長公室長のほうから調査をさせていただくということでその場は終わっております。それはそれで結構なんですけど、設計変更、確認申請時の指摘によるということが2項目は出てきます。この事業の全体からすれば、小さな分かもしれません。

それでインターネット、うきは市のホームページを探りまして、このり色ふるさと館の設計の入札が平成29年6月28日に入札が終わりまして、株式会社阿波設計事務所九州支店が1,680万円ちょうど、税込みで1,814万4,000円で落札が決定をいたしております。それで、これをコピーで、印刷で出したんですが、本体工事のほう、今の件ですね。設計変更に伴う本体工事でございますが、このホームページの入札結果を見ますと、本体工事のほう、予定価格、それから最低制限価格がそれぞれ設定され、明記されています。はっきりここにもきちっと書かれております。そして、篠原・麻生・総建6億6,000万円で落札、同額でしたけども、これはくじ引きだと思いますが、これで落札をいたしております。

ところがこの設計の業者、設計の入札については、予定価格もありませんし、もとより最低価格の表示も全くありません。この件については、最低制限価格を公表すれば、当然、前にもありました、問題になりました、くじ引きというのが発生いたします。けども、私も工期を延長せざるを得ない、これは資材の確保、オリンピック関係もいろいろあって、国のほうもこういう対応についてはいろんな通知も来てございましたから、国もそういうことについては理解がされた上ででの対応がなされているところであります。そういうことで、ここの設計の入札を見ますと、ほかの業者からすると、半分の価格で落札をしています。この結果は最低価格の設定がないからかなという思いが単純に来ます。

そして、なおかつこれは設計ですよ。そうすると、監理のほうはまた別の契約になってくるということで思います。監理のほうは結果としても、設計が随意契約でやられてるんだろうと思うんですけど、その辺を考えた場合に、まずこの予定価格も何も表示がないというのがちょっと疑問ですけど、まずはその点の答弁をいただいて3回目は終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 入札の関係での御質問ですが、さきの全員協議会の中でも御説明申し上げましたように、現在、うきは市では、工事におきまして一般競争入札を導入しております。これについては予定価格を公表した上で入札を行いまして、最低制限価格は入札後、事後に公表をするという形で、入札の公表後にしても、予定価格と最低制限価格を表示した上で公表をさせていただいております。

一方、設計の入札に関しましては、一般競争入札も導入しておりません。指名競争入札で行いまして、それは実績、施工事例等を参考にしながら、適切な業者を指名した上で競争入札を行っ

ておるといふこととございます。その設計の入札に当たっては、事前に予定価格を公表しておりません。予定価格を公表していないものについて、最低制限価格というのは設けておりませんので、その入札の公表簿につきましては、両方とも記載をしていないというのが実態になっております。

工事に關しましては、ほぼ全ての自治体で最低制限価格を設けてあると思われませんが、これは一時期ゼロ円入札とかという形で品質の問題、大変問題になりました。そういうことで、品質を確保するということで、最低制限価格を設けております。当然その設計業務にも必要ではないかという御意見もわかるんですが、設計について見てみますと、やはり施工、その事業所事業所ごとの施工実績等によりまして、得手不得手、また経費を少なく実施ができるという例もあるようございます。

現に、このるり色ふるさと館のみならず、ほかの事業でも、特に小さい事業でこういう低い金額で落札をするというケースはなかなかないんですけど、例えば吉井中学校の体育館にしても、全国的にも大手の事業者が落札率40%という結果で落札をしておりますが、この際も特に安かろう、悪かろうという結果にはなっておりません。

そういう状況の中で、他の自治体でも同じような傾向があるんだろうと思ひますが、まだなかなか設計に最低制限価格を設けておるといふ自治体のほうが、私が知る限りではどちらかといふと少ないという状況があるのだからと思ひております。そういうことで、今の時点では、うきは市としては当面この制度をこのまま継続させていただきながら、随時——議員のおっしゃることも十分わかりますので、検討していきながら、必要なものは改正をしてまいりたいというふうにございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号の報告を終わります。

日程第11. 報告第5号

○議長（櫛川 正男君） 日程第11、報告第5号専決処分の報告について（うきは市（新）生涯学習センター建設工事（建築工事）請負契約変更）を議題とします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 議案書の4ページをお願いいたします。

報告第5号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和元年5月

13日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和元年6月14日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第6号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項により、うきは市（新）生涯学習センター建設工事（建築工事）請負契約額の変更について、下記のとおり専決処分する。令和元年5月13日。うきは市長高木典雄。

契約の目的は、（新）生涯学習センター建設工事（建築工事）の分でございます。

変更事項といたしましては、工事請負金額を397万3,320円増額し、変更後は7億4,040万6,960円。率として0.56%の増となるものでございます。また、第1回、第2回の変更を合わせた全体の率としましては3.87%の増となるものでございます。

契約の相手方は、施工事業者である、うきは市浮羽町高見368番地1。篠原・麻生・総建特定建設工事共同企業体でございます。

変更の理由の主な内容といたしましては、先ほどお配りいたしました表の中にございます金属工事、ピクチャーレールの追加、壁鉄板マグネット掲示用追加、内装工事としてホワイトボード用の壁紙の範囲の追加等によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、鍮水議員。

○議員（**7番 鍮水 英一君**） 先ほどよりいろいろと御意見が出ております。まずは第4号、第5号及び第1号の10款4項の学習センターの件でございますが、これはお尋ねでしょうか、よろしく申し上げます。

とりあえず竣工が終わっております。これでこの繰越額が6億5,051万5,000円となっておりますが、そこで現在までの建築設計監理、建設工事、機械設備、電気設備工事、備品、こういう金額の実際、支払いが行われておる合計が出ますか。それが1点ですね。

それと、ここに、6月6日に中野課長よりいただいております、入札の。これは、第2回目で第1回目があったと思うんですね。この入札は。これはホームページ見ても出てきません。昔は失格なら失格、辞退なら辞退という業者名が出て、不落なら不落とかなってくる、出ておりませんので、それをちょっとお伺いします。

それと予算額が3,120万円ぐらいだと思っておりますけどね。それで落札額が1,814万4,000円。そこに約1,300万円の減額が出ております。これの補正予算書を見たんですけど、平成の何年の何月に提示されているか、それがわかたらよろしく申し上げます。これ、調

べてみましたが、ちょっとわからなかったです。

さらに、これの今ある資料をいただきました。建築確認申請実績ということで、改めてお伺いします。競争入札の告示日並びに確認申請の許可日、それと確認申請の金額が22万円から14万円に落ちております。これをわかれば教えていただきたいと思います。

それと専決処分の範囲ですかね、金額も同等ですが。これは議会議決が要る1億5,000万円、これと同等なのですかね。それをお伺いします。

それと今回の補正予算では、設計監理、機械設備、電気設備、備品、各事業の金額は上がってないようですが、全て増減額の発生は今のところあるのかないのか。

それと建設工事の専決処分、5月13日で確かに5%以内で終わっております。工期延長が再び5月31日となっておりますが、これ以上の専決処分の残額範囲の金額が出るのか。それと、その後の追加金額が発生しているのか。竣工ですから、その辺、大体わかると思います。この資料だけでいいのなら、建築工事は確認いたします。

以上、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 現時点での支払いの内訳ということは、確認すれば出てくるんですけど、恐らく今、ちょっと数字は把握してないと思いますね。生涯学習課も数字自体持ってないと思います。

それから設計の入札の関係、1回目があったということで、確かにありましたけど、この入札は流れております。私も資料を今、持ってないんですけども、10社程度指名をして、入札をして、最初からもう辞退をするところが半分近くありまして、四、五社で入札をやったものの、もう1回目の入札をした分が、うちがあらかじめ予定しておる予定価格を超えてましたけど、もうこれ以上上げることができないということで、入札は流れております。1回目はですね。それについては、特に公表はしておりません。

ちょっと申しわけないんですけど、後の質問が私もよく確認ができませんでした。

それから、質問の内容が、私の理解が間違っているかもしれませんが、予定価格が1億5,000万円以上の契約について、議会の議決を要するというので、今回は、るり色ふるさと館の建築、電気、機械設備というふうに3種に分けて工事を発注しとるわけですけど、これに該当しているのは建築工事ということで、建築工事に関して、議会の議決を経た上で5%の契約の増減に関しては専決処分ができるという議決をいただいているということで、今回は質問と趣旨がもしかしたらずれているかもしれませんが、建築工事に係るものの報告をさせていただいておることになります。

済みません、あとはちょっと、はい。また質問を確認させていただいた上で御回答ができれば

と思います。

○議長（櫛川 正男君） 7番、鏈水議員。

○議員（7番 鏈水 英一君） 今、1回目の入札は金額を入れた業者がいたということで、これは1回で打ち切ったということで、公表してないということですけど、今まで不落になった分は出よったと思うけど。それもちよつと確認しとってください。合併後の物件ですけどね。

それと今、専決処分の金額わからんと言うけど、これ、議会で決定してて、1億5,000万円かどうかをお伺いしてるんですよね。専決処分の対象となる金額工事は。それは間違いありませんかということです。例えば1億なら、設備業者も電気業者も入ると思うんですよ。その辺をお伺いしてるんです。わかりませんか。あとの件は、資料いただけるんでしょう。あとの質問については。

ただそれと、ここに今、もらった建築確認申請書指摘によるということは、この建築確認申請の許可日が、例えば発注よりも遅かった場合。これは例えば、事前着工となるんですよね。その事前着工となった場合に、例えば図面の差しかえがすぐあります、確認がおりた時点で。その時点で、当初着工前より図面の変更があつてるんじゃないかとお伺い、ような文書が出てますからね、その辺でお伺いしています。日付を。

それと、その日付の書いてる工期があると思うんですよ、確認申請書に。工期を新たに5月31日に延期してるのか、せんままそのまま出してるのか、その確認をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 確認をした上で御報告を申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 先ほどとも関連いたしますが、2回目の中身を見ますと、追加の分と消防指摘というものが多いように思います。追加の分につきましては、これが事前にわからなかったのかなというふうに思いますので、その追加された理由を教えてくださいと思います。

2点目は、消防指摘によるということで、これは多分、消防法等々のことであつたと思うんですが、これがこの時点にならないとわからなかったということになるとは思います、その理由とその内容について教えてくださいと思います。

以上、2点です。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今、お手元にあります資料の下段のほうでございます。2回の変更資料、主な変更でございます。

1番に金属工事ということで、ピックアップレールの追加、それから壁の鉄板、マグネット掲示

板用の追加ということでございます。これもやはり現場のほうの施工状況の確認の中で、後々使い勝手がいい方向といたしますか、このピックアップレールというのは、壁に掲示板とかいろんなものを下げるときに、画びょうでとめたりとかガムテープでとめたりとかというふうなことではなく、上のほうからワイヤーでいろんな掲示板を下げれるというところ、こちらのほうがやはり既存の施設に傷をつけずにできるのではないかとということで、こういった追加、提案がありまして、これをやっておるところでございます。それから、壁鉄板のマグネット掲示板ということでございますが、これは壁面と一体的になったホワイトボードのような施工をしております。これにつきましても、やはりいろんな会議をするときに、どこでもいろんな資料が張れるというところで、磁石付のそういったところに仕様変更したところでございます。

それから建具の関係で、カーテンウォール部の仕様変更、これは消防指摘でございますけれども、これは防火用の垂れ壁でございますが、それが若干高さが不足していたというところが消防の確認の時点で作ってききましたものですから、そういったところの手直しといたしますか、垂れ壁の長さを変更したというところがございます。

それから、4番ですね。ロールブラインドの追加でございます。これは議員にも一度見てもらったと思いますけれども、2階廊下側でございますが、これがガラスの併用したところになっておりまして、どうしても会議室でございます。パワーポイントとか、いろんなことをするとき、やはり暗室を確保しなければならないというところで、後からカーテンウォール、ブラインド、そういったものを追加したところで、そういったものが主な変更内容で上げておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 再度質問いたします。

施工の途中で、あるいはだんだん工事が進むにつれて、これがよかったという、それはそれだと思っておりますけど、そういう提案があったということになると、そもそも論でいくと、大体どんなのをつくるためにやってたのかなというものではないかというふうに思います。したがって、追加の提案がなされたのは、一体どなたなのかというのをお尋ねします。

それから2点目は、排煙オペレーターについては高さが不足ということでしたが、下の事務室に排煙垂れ壁でいいのでしょうか。追加ということですが、これが消防のほうから指摘されないとわからないということになりますと、やっぱり設計段階での確認不足というふうに思うんですが、その辺の原因は一体どこにあるのでしょうか。教えていただきたいと思っております。

以上、2点です。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 施工途中での提案ということでございますけども、今回の工事につきましても、定例の工程会議をやってきております。所管課のほうからも現場をその都度見ていく中で、通常、会議室でございますから、照明のところにはホワイトボード等があってというふうな基本的なレイアウトでございますけれども、やはり工程会議の中でそういったところを見たときに、新しい建物ですから、そこに画びょうで張るということではなく、よそのいろんな事例も参考にしながら、今回のこういった変更の提案に至ったというところでございます。

それともう一点が排煙の関係、消防署の関係でございます。これは消防法に基づきまして、排煙の防止というところで、天井からの垂れ壁の高さが決まっておるわけでございますけれども、それが取りつけるぐあい、そこが何センチかのずれといたしますか、高さが足らなかったというところがありまして、そういったところの手直しといたしますか、変更をしたところがあります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 3回目です。これだけの増額がなされているんですが、この増額については国の補助金を受けた工事ということですが、国のほうからもその増額分に対する補助金は出るというふうに考えてよろしいのでしょうか。それとももう、市の手出しということでしょうか。教えていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） これは完成を見るまでの変更でございますから、当然こういった補助対象にはなるというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） それじゃあ、締めくくりたいと思いますが、前議案の中で1回だけ質問させていただきました。申し上げたかったのは、平成29年6月28日に設計業務一式の入札が行われました。1回目はもう、流れたということで、これは2回目だと思います。10社の応札がっております。そのうち3つの業者はもう、4,500万円以上という金額、それからあと6社が約3,000万円を超える額、そして落札した業者が、その2分の1の1,680万円ということになっております。これは市としてもちゃんとした仕事をいただくなら、安いにこしたことはないことは当然です。

ただ、お聞きしたかったのは、設計業務一式はこの金額であります、監理業務ですね。これはもう、一般的にこの設計業者がやるというのが通例だというふうに認識をしますが、随契で、監理業務のほうの随契だと思いますが、これはいつ契約、随契が成立したのか。その金額。この随契に当たっては、これはもう、複数の見積もり等でやっておられるのかなという気がしますが、そこをお尋ねさせていただきたいと思えますので、答弁を願います。ですから、随契の日にちと

金額等も含めて、よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 随意契約の日付は資料を持ってきておりませんので、また後ほど報告をさせていただきます。

基本的に単年度で設計から設計監理まで、建物が完成する場合には設計監理ということで一括して入札を行います。ただ、複数年にまたがる場合とか、特に補助金絡みになってきた場合には、それぞれ単年度ごとに事業を完結していかないといけないところもあるので、基本的には設計で入札をやって、監理のほうは随意契約をさせていただいているというのが現状です。その監理を入札するという考え方もあるんですけども、現在うきは市では、やはりきちんとした自分が行った設計に対して、その施工が間違いなくなされておるかというところで、監理については随意契約をさせていただいています。仮に、それこそ監理で入札やって、安かろう悪かろうになる可能性がどうしてもあると思われまますので、そこはそれを避けるためにも、今は随意契約でやらせていただいているというようなところです。

ただし、この随意契約もきちんとこちら側で積算をした上で、見積もり合わせという形を行います。先方から金額を出させて、私どもが予定している金額よりも高い場合には、さらに見積もり合わせをするということで、それ以下でしか金額のほうは決定をしないというやり方をやりますので、随契によって、異常に監理費で上乘せしてくるということにはなっていないというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 日付と金額については、よろしく後ほどお願いしたいと思えます。

私が言いたいのは、これは過去からいろんな——王道でもありますけど、安く入札することによって、後の監理も含めた随契というものを考慮しながら、この金額で落札しているんじゃないかという思いがします。それはそれで実態としてはルールに基づいたものですから、何らも言うことはございません。改善すべきは改善していただきたいというふうに思います。

それで、この場で申し上げたいのは、工期延長の際に、私的に事務所のほうに行きました。それで、やはり金額が安いからかどうかわかりませんが、非常に設計図書、そして、この事業を請け負う業者で施工図を相当描かさざるを得ないし、不明瞭な設計がかなりあったような話で、業者泣かせの面もあったような感じを受けました。

したがって、最低価格のことを申し上げたのは、いい仕事を担保するためには、最低価格を公表する必要はありませんけど、設定すべきではないかということの考え方です。でないと、どうもあそこで雰囲気を感じたのは、設計監理の業者が、具体的には阿波設計でしょうけど、責

任の主体がちょっと曖昧なような感じがするということがありますので、設計監理をやる業者というのは、事業全体を取り仕切る立場にあるということ、その辺にもちょっと混乱があったような感じも受けましたので、ぜひその点を踏まえていただいて、しかるべき、市長公室長から、まずは十分調べて対応していきますという全協での対応について、重ねてお願いを申し上げたいと思います。

ちなみにそういうことで、市長公室長、よろしいかどうかの答弁をいただきたいんですが。

これは今後の、これもホームページで拾ったんですが、U-B i Cの工事が本年度予算に上がっております。これは消費税の関係で、これとは関係ないんですけど、10月1日に消費税が10%に上がって、工期がそれにちょっとでもかかると消費税10%になるのかどうか。その辺の見解をあわせてお願いをして、質問を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 消費税の関係なんですけども、本年4月1日以降の契約で、施工完了が10月1日を超えるものについては、全て10%になるということになります。

○議長（櫛川 正男君） 楠原市長公室長。

○市長公室長（楠原 康成君） 6月6日の全員協議会の折に、この入札設計監理の委託の関係については御説明を申し上げたとおりでございます。近隣市の状況で言いますと、最低価格を設けているところ、設けていないところ、それから設けているところでも公表しているところというばらつきがあるような状況でございましたので、その分につきましては、そのあたりは調査なり対応していきたいと思っておりますし、全員協議会の折に現場、施工業者等の話も聞いてくれというふうな御意見をいただいておりますので、そういった分についても対応はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号の報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。13時40分より再開します。

午後0時21分休憩

午後1時39分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

日程第12. 議案第43号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第12、議案第43号専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部改正について）を議題といたします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（**山崎 秀幸君**） 税務課長の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案書6ページをお開きください。

議案第43号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市税条例等の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和元年6月14日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、7ページをお開きください。

専決第3号専決処分書でございます。朗読は省略をさせていただきます。

続いて、議案書8ページでございます。

うきは市税条例等の一部を改正する条例について。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布、同年4月1日から施行されました。これに伴い、うきは市税条例等の一部を改正する必要があるため、議案書7ページのとおり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めます。

今回も準則に沿った改正を行っておりますが、主な改正内容について、お手元に別紙で平成31年度うきは市税条例等の一部改正の概要という両面のやつをおつけしております。これと新旧対照表、これを使って説明をさせていただきます。午後一番いい時間帯ですので、子守歌にならないように、しっかり説明をさせていただきます。

まず、個人住民税の関係でございます。1番目はふるさと納税制度の見直しに係る規定の整備関係でございます。新旧対照表では、1ページの第34条の7及び2ページ下段の附則第7条の4、附則第9条、附則第9条の2というふうに関係をします。

ふるさと納税は、近年、自治体間の過度な返礼品競争などが問題となっておりましたが、このたび総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で、1、寄附金の募集を適正に実施する地方団体であること。2、返礼品の返礼割合を3割以下とすること。3、返礼品を地場産品とすることを基準に、ふるさと納税の対象となる地方団体を指定し、指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外とする地方税法の改正が行われたところでございます。今回、それに伴う所要の規定の整備を行うもので、これはことしの6月1日からの施行となります。

続きまして、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の拡充の関係でございます。

2点改正がございまして、1つは、消費税率10%が適用される住宅を取得し、平成31年

10月1日から32年12月31日までの間に入居した場合に、控除の適用期間を現行の10年間から3年間延長し、13年間とするものでございます。個人住民税の控除額は、これまでどおり、まず所得税額から引いて、その控除し切れない額について、現行制度と同じ限度額の範囲内で控除をするというものでございます。住民税の減収となる分は全額国費、いわゆる地方特例交付金で補填がされます。

2点目は、手続関係の改正でございまして、住宅ローン控除に係る申告要件を廃止するという事で、納税者の利便性を高めるという意味で導入がされるものです。これは、平成31年度分の住民税から適用となります。

なお、誤解のないように言っておきますけれども、住宅ローン控除を受けるためには、これまでどおり所得税の申告、確定申告なり2年目以降は年末調整、そういったものはこれまでどおり行っていただく必要がございまして、あくまでも住民税のほうの申告要件の廃止ということでございます。

続いて3点目が、子供の貧困に対応するための非課税措置の導入でございまして。これは新旧対照表の20ページ、ちょっと飛びますが、の第24条となります。

子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給されます児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下である、いわゆる未婚のひとり親に対し、障がい者、未成年者、寡婦または寡夫と同様に、個人住民税を非課税とする措置を導入するものでございます。

次に、概要では裏面のほうになります。2番の軽自動車税関係でございまして。

1つはグリーン化特例、軽課の大幅見直しということでございます。附則で言えば第16条で、これ、複雑になっておりまして、グリーン化特例について3段階で改正を行いますので、新旧対照表は第1条が9ページ、第2条が16ページ、第3条が20ページというふうに年度ごとに改正をする内容となっております。それぞれ説明すると、なかなかかえってわかりづらくなりますので、要点だけ申し上げますと、今回の改正内容は、環境性能割が10月1日から導入されますが、それを、導入を契機に、自家用乗用車に係るグリーン化特例について、対象を電気自動車等に限定する見直しを図るとというのが1点です。

もう一点は、見直しに当たっては、消費税率引き上げに配慮して、現行の制度を2年間延長して、平成33年度及び平成34年度に初回の新規登録を受けた自家用乗用車について適用するというものでございます。

もう一点、軽自動車税の改正がございまして、環境性能割の臨時的軽減ということでございます。附則の第15条の2、第15条の6と、新旧対照表では15ページから16ページとなります。こちら消費税率の引き上げに対応した措置として、平成31年10月1日から翌平成

32年9月30日までの間に取得をした自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%分軽減するというもので、減収となる分はこちらも全額国費、地方特例交付金で補填がされるものでございます。

主な改正点は以上ですが、このほか所要の規定の整備等を行っております。

議案書18ページから附則がございまして、施行期日及び各税ごとの経過措置等を規定しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（**13番 江藤 芳光君**） それじゃあ、税務課長、この質疑ではありませんが、激励の意味も兼ねて、今回の改正が13ページに及ぶとですよ。この条例を解説するなんていうのは、とても正直、告示から7日間ありますけど、とてもとても及びのつかない現実でもあります。

それで御説明いただいたとおり、地方税法等の改正が3月27日に成立をいたしまして、翌日に公布されて4月1日から施行という、原則4月1日の施行になっています。それでお尋ねしたいのは、もはや全く法律が成立して、この条例、規定の改正に及ぶような時間はもう、ほぼ全くない状態ですね。こういうのが、税制関係は当然、毎年続いておりますので、大変御苦勞をかけております。

それでお聞きしたいのは、これは本則が条立てで3条まで、それから附則改正が2条、5条立てで、分類的には大ざっぱなところで理解しました。それで、国の今度の地方税法等の改正は、大小を合わせて16項目ぐらいの改正になっております。これは概要をネットで拾って、ここに持ってきております。その中でうきは市に関係するものが、今、説明がありました5項目というふうに理解をいたしております。それで、この改正に当たっては、大変所管のほうも御苦勞なさっていると思うんですが、準則という言葉も出ましたが、今、条例の例、これは国のほうがいつごろ示して入手ができるのかを参考までにお伺いしたいと思ひまして、その点、1つお願いいたします。

○議長（**櫛川 正男君**） 税務課長。

○税務課長（**山崎 秀幸君**） 例年、大体3月の上旬ぐらいには1回目のやつが送られてきます。

その後、やっぱりこれだけ複雑な改正ですので、何回か修正が入ってきます。だから、余り早くからしていると、また修正が出てくるので、極力成立する近い時期からということで今はやっております。おっしゃっていただいたように非常に毎年苦勞してございまして、もう少し早く法律改

正できないのかなというのは、もうずっと思っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 現実そういうことだろうというふうに思いますし、事前に資料を配付いただくことは大変感謝をいたしております。

それで、この改正、これは専決処分はもう余儀ないことではありますが、税務課としては、この改正によって対象となる人員なり試算なり、そういうものは大方やられておりますか。この税制の改正によってですね。その辺をお聞きさせていただいて、終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 正直言いますと、改正のほうに手間をとられて、なかなかそこまで行き着くまでには時間が足りません。一応参考にしているのが、国のほうから改正をすれば、このくらい税収に影響が出ますという試算額が出ますので、そこら辺を参考にして、今後の運営の参考にしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 今の関連ですけれども、改めてそういう意味ではわかりにくいという点があると思う。国から示されているやつについては、平年度と初年度、今回は10月からの改正も含めて入っていると思うので、今年度の31年度、令和元年度の予算については、それが反映された計画で当初提案されているというふうに理解をしているんですけども、来年度にどういう影響があるかといったところも平年度で見たいということもあるので、もしよければ、地方税法の関係のところだけでもいいですので、それぞれの款項目単位で、歳入のところはどういう影響があるのかというのを増減表というか、そういった表を資料として提出いただければありがたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 今の御質問というか御意見ですけれども、なかなかこの改正内容が即幾ら影響があるのかというのは、なかなか試算が、算定が難しゅうございます、正直。国のほうのやつを参考にとということで、国のほうの試算の資料とかであればお示しできますけれども、今すぐ、うきは市の試算をと言われても、すぐには対応が厳しいかなと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 余り負荷させるわけにはいかないと思うので、それはそれで仕方ない。

ただ、さっき言ったように、10月からの半年分の関係と、平年で見えていかなければならないという、要はそういったところもあると思うので、そこは適時、補正予算等が出てくるだろうとは思いますが、丁寧な説明をお願いできればなど。これは改めて要望でございまして。お願いい

たします。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 要望の趣旨は十分わかりますので、また影響、一応国のほうの試算でいくと、単年ベースでいくと余り影響は出ないような試算が出ておりますので、大きく影響が出るようであれば、また補正予算なりでお願いしたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ふるさと納税について1点お尋ねしたいと思っております。

この3割以下、これは送料とか資材とか、送る場合はかかりますが、それは省くということでよかですかね。品物の値段というか、価格が3割以下であれば。

やっぱりこれも必ず地場産品ということで、うきはにとっては大変ありがたいことだろうと思いますが、多分うきははふえるとじゃなかろうかと私は自分なりに想定してますが、税務課としてはどのように思っておるのか。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） ふるさと納税の3割とかの割合は、うきはブランド推進課が担当しておりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

今年度から総務省の厳しい指導がありまして、今、先ほど言われた3点が指摘されているところでございます。うきはにつきましては、これまでは送料と込みで幾らというような提示をさせていただきましてけれども、本年度からは価格が3割、あと郵送費は東京までの郵送費で計算して出すようにしております。今後いろんな施策を通じて、ふるさと納税は商品の開発とかをして、うきは観光みらいづくり公社に委託しますので、そちらでまた頑張っていくように指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。（発言する者あり）箱とかも含めて商品ですね。それプラス郵送代ということになります。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 北海道に3キロ送ったことがあるとですよ。物すごく料金が高くなるとですよ。たしか二千何百円。柿代は多分1,000円ぐらいじゃなかったらち思うばってん。そういった場合は断ってよかですか、そげなどは。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 郵送費をなぜ東京にしているかと申しますと、東京がほとんど7割とか、それくらい都市圏が占めておりまして、北海道——例えば福岡だったら、それ以下になりますので、平均的なお金で東京ということにさせていただいております。

北海道だから高くなりますよね、それはその部分は高くなるかもしれないけど、手前の大阪と

か福岡とかは安くなりますので、あくまでもPR、こちらがふるさと納税をしてください、幾らしたら、こんな返礼ができますよというときの価格を提示しなきゃいけない。ポイントを提示しなきゃいけないもんですから、事前に統一した郵送費でPRしているところがございます。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） こちらとしては、事前にふるさと納税をする方に関わりやすくお知らせしますので、どうしてもだめなときは、こちらはお願ひするばかりで、御協力をお願いしますということで東京を中心に考えておりますが、できれば、損しているときもあれば得するときもあるということで、ぜひ御協力のほうをお願いしたいと思っています。

○議長（櫛川 正男君） 7番、鏈水議員。

○議員（7番 鏈水 英一君） いろいろありましようが、これ、改正案の中で平成54年とか45年、34年、これは元号変わっておりますよね。これはもろもろほかにもありましようが、国のほうの動きがどんな状態なのか。勝手に自治体を変えていいものか。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 済みません、事前に説明すればよかったんですけども。今回の分は3月29日に専決している分ですから、全て平成で説明をさせていただきました。事前にお断りして説明すればよかったんですけども、申しわけありません。

今後は、国のほうも次の改正のときに元号の部分は改正をしていくということで、今のままでいけば、来年の改正のときに改正かなと考えているところがございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに。11番、上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 課長にお尋ねします。

ちょっと能力が足りなくて解読できないんですが、この中に結婚してないひとり親の子供さんの寡婦控除ができるということはどうなっているのか、国のほうで検討されているというようなことはちょっと聞き及んでいましたけど、その件には触れてないんでしょうか。お尋ねです。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 上野議員の御質問ですけれども、実はこの今回の税制改正でもそういった議論、国のほうで議論はされたんですけども、いわゆる寡婦控除関係ですね。所得税とか住民税関係のその分については、今回は結論が出てなくて、来年度の税制改正でまた検討するという事になっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は承認することに決しました。

日程第13. 議案第44号

○議長（櫛川 正男君） 日程第13、議案第44号専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課長、松岡でございます。よろしく願いいたします。

議案書は21ページをお願いいたします。

議案第44号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。令和元年6月14日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第4号専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

うきは市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成31年3月29日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正理由といたしまして、平成31年3月29日の地方税法施行令の一部改正に伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部について改正する専決処分をさせていただいたものでございます。

あわせて新旧対照表は26ページをお願いいたします。

改正の内容といたしまして、2点ございます。

1点目でございます。国民健康保険税の基礎課税額医療分の限度額が58万円から61万円に改正されたため、うきは市国民健康保険税条例第2条第2項ただし書き中及び第23条中の限度額に係る表記の58万円を61万円に改めます。

2点目でございます。低所得者に対し、国民健康保険税均等割、平等割を軽減する際の所得判定基準について、5割軽減と2割軽減の場合の被保険者に係る額が改正されたことにより、うきは市国民健康保険税条例第23条第2号中の被保険者1人に係る額の表記を27万5,000円を28万円に、同条第3号中50万円を51万円に改めるものでございます。

施行日につきましては、平成31年4月1日からでございます。

以上、御報告させていただきます。御承認をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改めて人数の確認をさせていただこうと思います。先ほど限度額の引き上げられた対象の人数及び軽減措置されるところで2割、5割、7割で軽減される方々の対象となる人数について、どういふ変更があったのか、改めてお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 軽減それぞれの対象人数として、世帯数を上げさせていただきます。よろしいでしょうか。

7割が1,294世帯、5割が699世帯、2割が537世帯でございます。限度超過者につきましては、125世帯というところになっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は承認することに決しました。

日程第14. 議案第45号

○議長（櫛川 正男君） 日程第14、議案第45号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度うきは市一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 議案書の24ページをお願いいたします。

議案第45号専決処分の承認を求めることについて。

平成30年度うきは市一般会計補正予算（第8号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。令和元年6月14日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、別に配付をしております平成30年度うきは市補正予算、左上のほうに平成31年3月29日専決第5号と書かれたものを御準備願います。こちらの1ページをお開きください。

専決第5号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第8号）。

平成30年度うきは市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,027万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億5,507万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。平成31年3月29日。うきは市長高木典雄。

続きまして、6ページをお開き願います。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。変更分1件の計上でございます。

11款2項現年発生公共土木施設災害復旧事業。これにつきましては、3月補正で1,907万6,000円を繰越明許費として計上しておりましたが、補助確定分に加えまして附帯工事等が必要になったことから、今回383万2,000円を増額して、補正後の額を2,290万8,000円に変更するものでございます。

次に、予算説明書の歳入について説明いたします。11ページをお開き願います。

各種譲与税、交付金等につきましては、国または県が徴収しました税等に対しまして、法令に基づく配分率で市町村に交付をされるものでございます。年間2回から4回に分けて交付をされておりまして、3月が最終の交付月になります。額の確定に伴いまして、補正を行ったものでございます。

まず11ページの2款1項1目地方揮発油譲与税は160万9,000円の増額補正になります。

12ページ、2款2項1目自動車重量譲与税は1,043万3,000円の増額補正になります。

13ページ、3款1項1目利子割交付金は141万5,000円の増額補正になります。

14ページ、4款1項1目配当割交付金は134万8,000円の増額補正になります。

15ページ、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は506万5,000円の増額補正になります。

16ページ、6款1項1目地方消費税交付金は2,893万3,000円の増額補正になります。

17ページ、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金129万5,000円の減額補正になります。

18ページ、8款1項1目自動車取得税交付金1,787万6,000円の増額補正になります。

19ページ、10款1項1目地方交付税は、普通交付税が741万円、特別交付税が2億7,810万円の増額補正になります。

20ページ、11款1項1目交通安全対策特別交付金は61万6,000円の減額補正でございます。

21ページ、17款1項2目指定寄附金は1,000万円の増額補正になります。これは道の駅うきはを運営いたします、うきはの里株式会社からの寄附金になっております。

22ページ、18款2項1目財政調整基金繰入金は3億5,000万円の減額補正になります。補正後の財政調整基金からの繰入金は3億8,600万円になっております。

続きまして、23ページ、歳出になります。

2款1項7目財政調整基金費、地域振興基金の積立金1,000万円を計上しております。先ほど歳入で説明いたしました、うきはの里株式会社からの寄附金を基金に積み立てるものでございます。

24ページ、14款1項1目予備費は27万8,000円の増額補正になります。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） それでは、2点お尋ねをいたします。

歳入でございますが、17ページのゴルフ場利用税交付金、ここ数年1,000万円近くあったのが、もうほぼ半減近くになってきておりますが、この理由等は何か、おわかりになりますか。

それからもう一つは19ページの特別交付税2億7,810万円という金額です。これは政治的な関係で、何が幾らというのはわからんでしょけれど、一応粗使いの中でこういうものかなというのがありましたら、答弁をいただきたいと思います。この2点です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） まず1点目が、ゴルフ場利用税交付金の減少の理由ということでございます。ゴルフ場利用税交付金につきましては、ゴルフ場所在の市に対しまして、県が収納した当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税額の100分の70に相当する額を交付するものでございます。その割合というのは変更はございませんので、やはり利用者数が減少しているということになるかというふうに思っております。

それから、特別交付税につきましては、議員も御承知のとおり、普通交付税の画一性を補い、個々の特別な財政需要に対応するために交付をされるものでございます。近年で言いますと、地域おこし協力隊とか、そういった分の費用とかも、うきは市のほう、多く利用いたしておりますので、そういった部分も増額の理由になっておると思いますし、また市長のほうも上京のたびに特別交付税に対する要望書というのを各省庁に対してお渡ししているという、そういった地道な努力も反映されておるのではないかなというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） はい、わかりました。ゴルフ場の関係は制度的にはわかるんですが、かなり私の耳に入っているのは、どんどん減っていきよるというのは、ゴルフをする方が減少しよるのみならず、かなりお客さんが減りよるような、何らかの情報はありますかということをお尋ねしたかったんですが。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 私もゴルフをいたしませんので、なかなかその辺の理由が明確にはわかりませんが、いろんな自治体、一度見たことがあるんですけど、結構どこも利用税としては減っているというのが一般的じゃないかなというふうには思っているところで、そういった意味で言いますと、全体のゴルフ愛好家が少し減ってあるのかもしれないですね。済みません、明確なお答えができません。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） こだわるわけじゃありません。ただ、ゴルフ場を、うきは市は浮羽カントリークラブですかね、私も時たましか、年一、二回しか行きませんが、ただ、唯一の財源ですから、ある程度この辺の動きというのは、うきは市の創生的なものも含んでますから、

ある程度の、企画財政課長としても、何がしかの耳を傾けておく必要があると思いますが、それだけのことです。市長なり何かその辺を、社長さんあたり、理事長あたりからの何かそういう情報がありましたら、お答えがいただければと思うんですが、これで終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、一般的でございますが、中野課長のほうから話があったように、ゴルフを利用される方が、とにかく高齢者社会の中で高齢化されていると。その肩がわりとして、若い人のゴルフ利用者が少なくなってきたら、そこに尽きるのではないかと、このように思います。

そしてまた、浮羽カントリークラブのオーナーである高尾さんとは、ちよくちよくお会いをさせていただいております。お会いするたびに何とかこの浮羽カントリークラブをゴルフだけではなくて、教育を交えたいろんな利用促進とか、いろんな方策ができないかというようなことをいつもお話しさせていただいているんですが、ぜひとも唯一のうきは市内のカントリー、ゴルフ場でもありますので、多くの方が御利用いただいて、そして、うきは市内の観光とコラボレーションというか、連携が図れるような、何かそういう複合的な取り組みもしっかりさせていただきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 21ページですけれども、指定寄附金のところで、うきはの里株式会社から1,000万円ということですが、例年いつも決算の報告が多分まだ別のときになるかというふうに思うんですけれども、理事会等を含めて、確定した内容でこういう形になっているんだろうと思うんですけれども。

気になるのは、昨年もうきはの里の報告の際にお尋ねしたんですけれども、生産者の関係の収入の状況及びそこで働いておられる方の賃金のレベル等について、どういうふうな改定がなされているのか、改めてその辺の実情も含めてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 道の駅うきはの関係は、うきはブランド推進課ですのでお答えしたいと思います。私も一般論としては、当然、手数料の関係とかも論議されてるし、雇用の関係もきちんと守ってきて、その上での指定寄附ということで、会社の将来を考えての指定寄附だと思っておりますが、確認させていただいて、また報告させていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） この予算補正についての直接的でない質問なんで、それはそれとしていいんですけれども、ただ、うきは市もかかわっている事業でありますので、その辺のところ

については、きちんと報告をいただけたらありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は承認することに決しました。

日程第15. 議案第46号

○議長（櫛川 正男君） 日程第15、議案第46号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度うきは市一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは、議案書の26ページをお願いいたします。

議案第46号専決処分の承認を求めることについて。

令和元年度うきは市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和元年6月14日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、別に配付をいたしております令和元年度うきは市補正予算、左上に令和元年5月16日専決第7号と書かれたものを御確認願います。1ページをお開き願います。

専決第7号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第1号）。

令和元年度うきは市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、今年度のうきは市一般会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年5月16日。

うきは市長高木典雄。

次に、8ページをお開き願います。歳出予算でございます。

7款1項2目商工業振興費、プレミアム付商品券供給・員数管理委託料で776万4,000円を計上しております。

9ページは、14款1項1目予備費、同額を減額しております。

今回、専決処分を行いました補正予算につきましては、消費税、地方消費税率の10%への引き上げに伴います低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として実施をいたします、プレミアム付商品券事業に係る予算の一部になっております。事業に係る予算は、6月補正予算に計上させていただいておりますが、この商品券の供給・員数管理業務の委託につきましては、5月中の契約が必要になりましたので、やむを得ず専決処分を行ったものになります。

今回のプレミアム付商品券の販売に当たりましては、うきは市は福岡縣市町村プレミアム付商品券事業実行委員会に参加をして実施をしていくことになっております。プレミアム付商品券の供給・員数管理業務とは、偽造防止技術や個体識別技術、処理追跡管理技術を備えた商品券を製造するとともに、事業参加店舗口座への送金処理データを作成するなどの業務を行うものでございます。実行委員会に参加をする市町村が共同で行う事務処理の1つになるものでございます。なお、財源につきましては、本来は全額国庫補助金で賄われるものでございますが、6月の補正で一括計上をさせていただくことにしておりますので、今回は予備費を減額しまして、その財源としておるところでございます。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は承認することに決しました。

日程第16. 議案第48号

○議長（櫛川 正男君） 日程第16、議案第48号令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。よろしくお願いいいたします。

左方に令和元年6月14日と書かれてある、福岡県うきは市補正予算書をお願いいいたします。37ページをお開きください。

議案第48号令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、今年度のうきは市国民健康保険事業特別会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年6月14日提出。うきは市長高木典雄。

42ページをお願いいいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございます。150万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、共済費19万8,000円の増額、賃金130万7,000円の増額でございます。こちらにつきましては、産休、育休取得職員にかわる臨時職員について、社会保険料及び賃金を計上するものでございます。

次のページをお願いいいたします。

9款1項1目予備費でございます。150万5,000円の減額補正でございます。こちらは歳出予算の調整でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 確認ですけどね、この42ページの歳出の一般管理費、臨時職員の関係ですが、知るところ御病気の方が、一旦やめた方が2人、私、知っているんですけど、

今の総務課長、状況はどうなんですか。病気休暇あたりの人たちが、せっかく早く退職した人がもう、1日もあかずに継続して仕事しようという状態が見受けられますけど、これは御病気だから仕方ないことはあれですけども、今の実情がわかったら参考のためお願いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 総務課の田箆でございます。今、年金国保係につきましては、病休で1人、係長のほうが休んでおるところでございます。本日補正予算をお願いしている分につきましては、係員のほうが育児休業ということで7月から育児休業に入るところでございます。

今、国保年金係、すごく保険証の発行とか、そういう部分がございます。なかなか新人といえますか、臨時職員等では専門的知識も必要でございますので、3月でやめられた職員のほうとか数年前にやめられた方についても、大変申しわけないんですけど御協力をいただきまして、どうか今の業務をやっているような状況でございます。ちょっと予期せぬような事態でございましたので、こういうことで対応させてもらっているような状況でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第53号

日程第18. 議案第54号

日程第19. 議案第55号

○議長（櫛川 正男君） 日程第17、議案第53号るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第19、議案第55号うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてまでは関連がありますので、一括して議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 総務課の田箆でございます。よろしくお願いいたします。

議案第53号から議案第55号までは関連がありますこと、また複数の所管課にまたがりまことで、私のほうから一括して説明をさせていただきます。

議案書34ページをお願いいたします。

議案第53号るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。新旧対照表は28ページになります。議案の朗読は省略いたします。

議案書35ページ、次のページをお願いいたします。

るり色ふるさと館の建設に当たりましては、建築資材である高力ボルトが全国的に不足いたしましたことで、工事におくれが生じまして、5月末の竣工となりました。現在、供用開始を令和元年7月1日とし、開館に向けて準備を進めているところでございます。るり色ふるさと館につきましては、昨年12月議会におきまして、るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例制定の承認を受けたところでございますが、その条例の附則におきまして、施行期日を公布の日から起算して6月を超えない範囲において施行すると定めておりました。しかし、交付の日から起算して6月となる日は令和元年6月17日となりまして、7月1日の開館では6月を超えてしまうことで、今回附則の施行期日を令和元年7月1日に改正するものでございます。

続きまして、議案書36ページをお願いいたします。

議案第54号うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。新旧対照表は29ページとなります。議案の朗読は省略いたします。

37ページをお願いいたします。

吉井コミュニティセンターは、るり色ふるさと館の開館と同時に移転するところで、昨年12月議会におきまして、うきは市自治組織条例の改正を行ってまいりました。しかしながら、議案第53号と同様の理由によりまして、今回附則の施行期日を令和元年7月1日に改正するものでございます。

続きまして、議案書38ページをお開きください。

議案第55号うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。新旧対照表は30ページとなります。議案の朗読は省略いたします。

議案書39ページをお願いいたします。

教育センターにつきましては、るり色ふるさと館の開館に伴い、西別館に移転するため、昨年の12月議会におきまして、位置の変更と附則において施行期日を6月を超えない範囲において定める日とする条例の一部改正を行ってまいりました。しかしながら、るり色ふるさと館の工期変更により、施行期日の6月17日までに施行することが困難になりましたので、今回、附則の施行期日を6月から8月に改正するものでございます。なお、議案第53号のるり色ふるさと館の施行期日の改正と改正内容が相違いたしますのは、移転先であります、うきは市役所西別館の福岡県介護保険広域連合うきは・大刀洗支部がるり色ふるさと館に移転した後、1カ月程度の改修工事と移転作業の期間を見込んでいます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は議案番号を述べて行ってください。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで議案第53号、議案第54号、議案第55号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号、議案第54号、議案第55号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第53号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は可決することに決しました。

次に議案第54号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は可決することに決し

ました。

次に議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は可決することに決しました。

日程第20. 請願の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第20、請願の委員会付託を行います。

今まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をいたします。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす6月15日から6月16日までは休会とし、6月17日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時48分散会
